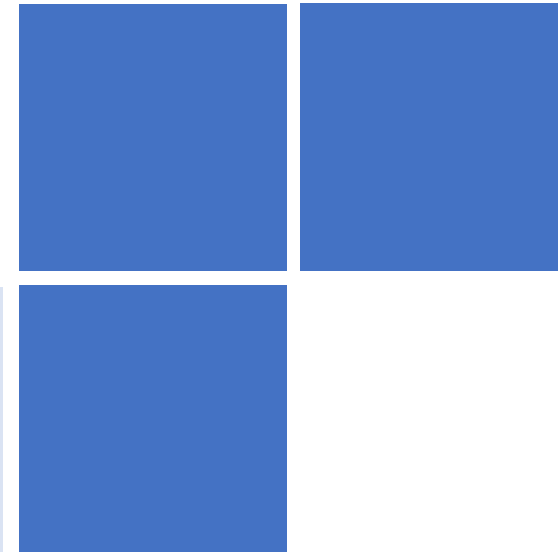


一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について

一般貨物自動車運送事業に係る 標準的な運賃について



◆ お問合せ先
公益社団法人全日本トラック協会
東京都新宿区四谷三丁目2番5号
T E L 03-3354-1009 (代表)
F A X 03-3354-1019
U R L <http://www.jta.or.jp/>

発行：2020年8月



目次

I 標準的な運賃の趣旨・目的

- 1 標準的な運賃の趣旨・目的の全体像とドライバーの労働環境 …… 2
- 2 「働き方改革関連法」の成立等を踏まえた貨物自動車運送事業法の改正 …… 4

II 標準的な運賃の概要

- 1 標準的な運賃の基本設計 …… 8
- 2 標準的な運賃の算出上の考え方 …… 10
- 3 標準的な運賃の特性 …… 12

III 標準的な運賃の内容

- 1 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示（令和2年国土交通省告示第575号） …… 16
- 2 国土交通省 通達（令和2年4月24日国自貨第14号） …… 28
- 3 貸切運賃料金適用方（参考例） …… 40

IV 標準的な運賃の活用に係る手続

- 1 「標準的な運賃」活用するための手続 …… 50
- 2 運賃料金変更届出書の作成 …… 52

V 運賃料金適用方の解説

- 1 逐条解説：運賃料金適用方 …… 58
- 2 標準的な運賃適用の留意点 …… 82
- 3 標準的な運賃の基本計算例 …… 84

VI 標準的な運賃に関するQ&A

- 1 標準的な運賃に関するQ&A …… 88

VII 附属資料

- 1 標準的な運賃 距離制運賃（1,000キロ程まで表示） …… 92
- 2 運賃料金適用方（参考数値入り） …… 98
- 3 標準的な運賃の計算の仕組み …… 104
- 4 標準的な運賃の計算例 …… 110
- 5 標準的な運賃 計算ソフト …… 114

I 標準的な運賃の趣旨・目的

- 1 標準的な運賃の趣旨・目的の全体像と
ドライバーの労働環境 …………… 2
- 2 「働き方改革関連法」の成立等を踏まえた
貨物自動車運送事業法の改正 …………… 4

標準的な運賃の趣旨・目的の全体像

「標準的な運賃」は、ドライバーの労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持しながら、国民生活と経済を支えていくために、法令を遵守して経営する際の参考となる運賃を示すことを目的としたものであり、令和6年3月31日までの時限措置です。

- トラックドライバーは、他の職業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、その担い手不足が大きな課題となっています。
- その背景には、「荷主との交渉が難しい」、「不当に低い運賃で運送する者がいる」などを理由として、必要なコストに見合った対価を収受できないという実態があります。
- トラックドライバーについては、働き方改革関連法に基づき、令和6年度から年960時間という時間外労働の上限規制が適用されるため、こうした課題の解決が不可欠です。
- このようなことを踏まえ、ドライバーの労働条件の改善を図り、もって国民生活と経済を支える持続的な物流の確保を図るため、平成30年に、議員立法により貨物自動車運送事業法が改正され、法令を遵守して経営する際の参考となる運賃を示すための「標準的な運賃の告示制度」が創設されました。【令和6年3月までの時限措置】

ドライバーの労働環境改善が大きな課題

- 全産業平均に比べ、労働時間は約2割長く、年間賃金は約2割低い。
- 令和6年度には「働き方改革関連法」に基づき、年間960時間という時間外労働の上限規制が適用。

必要なコストに見合った対価を収受できていない

- 荷主との交渉が難しいことなどを背景に、適正な運賃が収受できず、人件費や車両費を確保できない。
- このため、持続的経営を行うための参考となる運賃が必要。

法律を改正し、標準的な運賃を告示

- 運送事業者の交渉に資するよう、また、適正な原価等の計算に資するよう、改正された法律に基づき、標準的な運賃を告示。

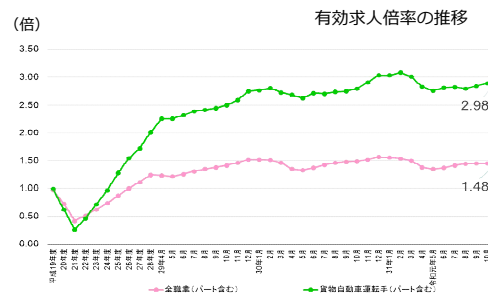
持続的な経営により、ドライバーの労働条件を改善し、物流を維持

- 運送事業者が実際に荷主と交渉を行ったり、原価計算に基づき適正な運賃料金を収受することにより、持続的な経営を確保。

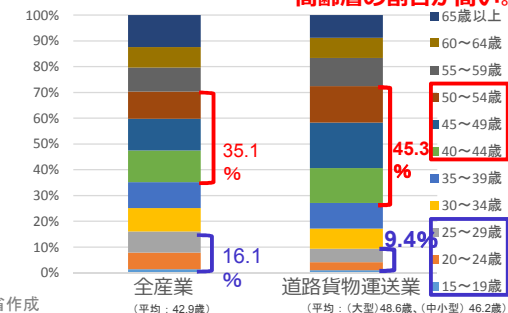
背景①：ドライバーの労働環境改善が大きな課題

トラックドライバー不足の現状

【人手不足】 全職業平均より約2.0倍高い。



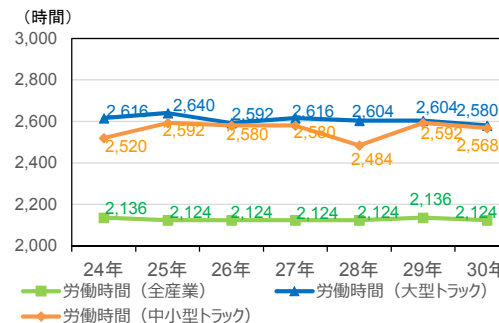
【年齢構成】 全産業平均より若年層の割合が低く、高齢層の割合が高い。



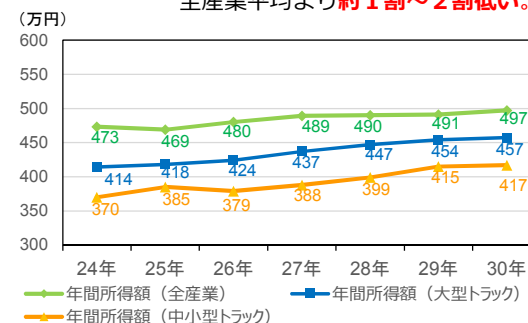
(出典) 厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査」ほかより国土交通省作成

トラックドライバー働き方をめぐる課題

【労働時間】 全産業平均より約2割長い。



【年間賃金】 全産業平均より約1割～2割低い。



- ドライバー不足を背景に、既に、**運送サービスを提供可能なトラック台数や日・時間帯等の縮小**が発生。

【実際に現場で起きている事例】

- ・ 長時間の拘束等を理由に**配送業務撤退**の要請 (食品メーカー系物流会社)
- ・ 宅配便の**配達指定時間帯の縮小** (大手宅配事業者)
- ・ 雑誌・書籍の発売日が**従来より1日後ろ倒し** (中国・九州地方の運送業者)

取引の適正化等を図り、ドライバー不足の問題に適切に対応しない場合、物流が不安定となる、各企業の販売の機会損失が発生するなど、サプライチェーン全体に影響を与える懸念。

背景②：令和6年4月からは時間外労働の上限規制が適用される

- 平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」において、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、トラックドライバーについては、改正法施行の5年後（令和6年4月1日）に、年960時間（＝月平均80時間以内）の上限規制が適用されます。
- このため、規制が適用される令和6年度までに、「荷主と運送事業者の取引の適正化」、「輸送の効率化」、「若年層などにとっても入職しやすい職場環境の整備」などを進め、長時間労働の是正をはじめとしたトラックドライバーの労働環境を改善を進めていなければなりません。

	現行規制	見直しの内容 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」
原則	≪労働基準法で法定≫ (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害復旧その他避けることができない事由により臨時の必要がある場合には労働時間の延長が可能（労基法33条）	≪同左≫
36協定の限度	≪厚生労働大臣告示：強制力なし≫ (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし（年6か月まで）（特別条項） (2) ・自動車の運転業務は、(1)の適用を除外 ・別途、改善基準告示により、拘束時間等の上限を規定（貨物自動車運送事業法、道路運送法に基づく行政処分の対象）	≪労働基準法改正により法定：罰則付き≫ (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・特別条項でも上回ることの出来ない年間労働時間を設定 ①年720時間（月平均60時間） ②年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定 a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内（休日労働を含む） b. 単月100時間未満（休日労働を含む） c. 原則（月45時間）を上回る月は年6回を上限 (2) 自動車の運転業務の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用（改善基準告示により指導、違反があれば処分） ・ 令和6年4月1日以降 年960時間 （月平均80時間） ・将来的には、一般則の適用を目指す

貨物自動車運送事業法の改正と標準的な運賃の告示

- 経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間が設定される（＝働き方改革法施行）こと等を踏まえ、その担い手であるドライバーの不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急にドライバーの労働条件を改善する必要があること等に鑑み、平成30年に議員立法により貨物自動車運送事業法が改正され、①「規制の適正化等」、②「荷主対策の深度化」、③「標準的な運賃の告示制度」が措置・創設されました。【法律公布日：平成30年12月14日】

【改正貨物自動車運送事業法の主な内容（抄）】

1. 規制の適正化等

【令和元年11月1日施行】

- ① 欠格期間の延長等 ⇒ 法令に違反した者等の参入の厳格化
- ② 許可の際の基準の明確化 ⇒ 車両点検や経済的基礎について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化
- ③ 約款の認可基準の明確化 ⇒ 荷待時間等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化

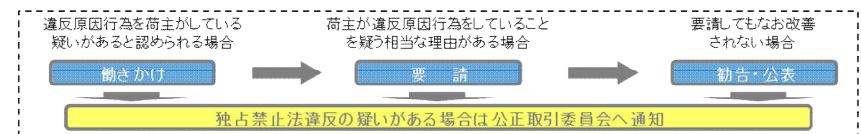
2. 荷主対策の深度化

【令和元年7月1日施行】

【令和5年度末までの時限措置】

トラック事業者が、荷主の依頼に基づいて法令違反の原因となるおそれのある行為をしている疑いがある場合、国土交通大臣が荷主を所管する関係行政機関の長と連携し、荷主に対して働きかけ等を行う。

不適切な荷主等に関する情報は、下記QRコードから、国土交通省HPを通じてご提供ください。↓



3. 標準的な運賃の告示

【令和元年12月14日施行】

【令和5年度末までの時限措置】

【背景】 荷主への交渉力が弱い等

- ① 必要なコストに見合った対価を収受しにくい
- ② 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

標準的な運賃の告示制度の導入

法令遵守して運営する際の参考となる運賃が効果的

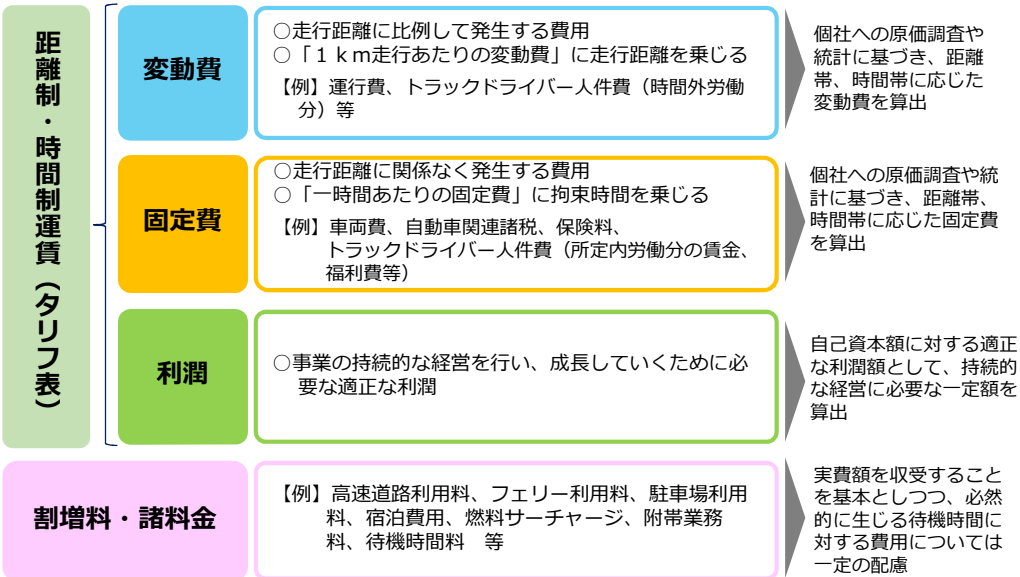
Ⅱ 標準的な運賃の概要

1	標準的な運賃の基本設計	8
2	標準的な運賃の算出上の考え方	10
3	標準的な運賃の特性	12

1 標準的な運賃の基本設計

標準的な運賃の基本設計①

- 標準的な運賃は、①ドライバーの労働条件を改善するとともに、②貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、その担う貨物流通の機能の維持向上を図ることを目的として、能率的な経営の下における適正な原価と適正な利潤を基準として、国土交通大臣が望ましい水準の運賃を示すものです。
- 標準的な運賃は、以下の図のように、適正な原価（変動費・固定費）に、適正な利潤を加えることにより算出しており、割増料や諸料金は、運賃とは別に収受していただくことを想定しております。



【参考：改正された貨物自動車運送事業法における標準的な運賃に関する規定】

附 則

（標準的な運賃）

第一条の三 平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣は、事業用自動車のトラックドライバーの労働条件を改善するとともに、一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、及びその担う貨物流通の機能の維持向上を図るため、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準として、標準的な運賃を定めることができる。

- 国土交通大臣は、前項の規定による標準的な運賃を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。
- 国土交通大臣は、第一項の規定による標準的な運賃の設定については、運輸審議会に諮らなければならない。

標準的な運賃の基本設計②

- 標準的な運賃は、以下の設計方針のとおり、貸切の運送を前提として、地方運輸局等ごとに作成しています。
 - 運賃表の基本・・・貸切（チャーター）を前提として、①距離制、②時間制の双方の運賃表を策定。また、上限・下限の幅は設けず統一的な運賃を設定。
 - 地域差・・・人件費や物価の地域差を考慮し、地方運輸局ブロック単位で運賃表を策定。
 - 車種等の違い・・・車格別（2t, 4t, 10t, 20t）について設定。また、ドライバン型のトラックを基準として算出。※冷凍・冷蔵のバン型車については割増率を設定。
 - 運賃と料金・・・料金（高速道路料金、フェリー料金、燃料サーチャージ等）については、運賃表とは別に項目を規定。待機時間料は、30分を超える場合の1時間当たりの標準的な料金を設定（30分以内の待機時間に係る費用は固定費に算入）。

I 距離制運賃表

関東運輸局

車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	15,790	18,060	22,540	27,940
20km	17,600	20,160	25,330	31,550
30km	19,410	22,270	28,120	35,160

【上記（1）関係】
時間制と距離制の2形式の運賃があります。

II 時間制運賃表

種 別	車種別 局 別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
		8時間制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	31,100	37,260
基	北海道	29,970	36,050	47,170	59,100
	東北	39,060	45,790	57,900	72,100
	北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,100
	中部	35,710	42,130	53,700	67,100
	近畿	35,580	42,040	53,710	67,100
	中国	32,420	38,640	49,950	62,100

【上記（2）関係】
人件費や物価の差を考慮し、地方運輸局等ごとに策定しています。

【上記（3）関係】
代表的な車種別に、ドライバン型のトラックを基準に算出しています。

III 運賃割増率

【特殊車両割増】	冷蔵車・冷凍車	2割
【休日割増】	日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
【深夜・早朝割増】	午後10時から午前5時まで運送した距離	2割

IV 待機時間料

時間	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	1,670円	1,750円	1,870円	2,220円

V 積込料、取卸料、附帯業務料
積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として収受



（中型車：4tクラスの例）（トレーラー：20tクラスの例）

- ・小型車（2トンクラス）：～最大積載量2トン以下
- ・中型車（4トンクラス）：最大積載量2トン超～（～車両総重量11トン未満）
- ・大型車（10トンクラス）：中型車を超える車両（トレーラーを除く）
- ・トレーラー（20トンクラス）：牽引車と被牽引車とを連結した車両であって最大積載量が20トン前後のもの

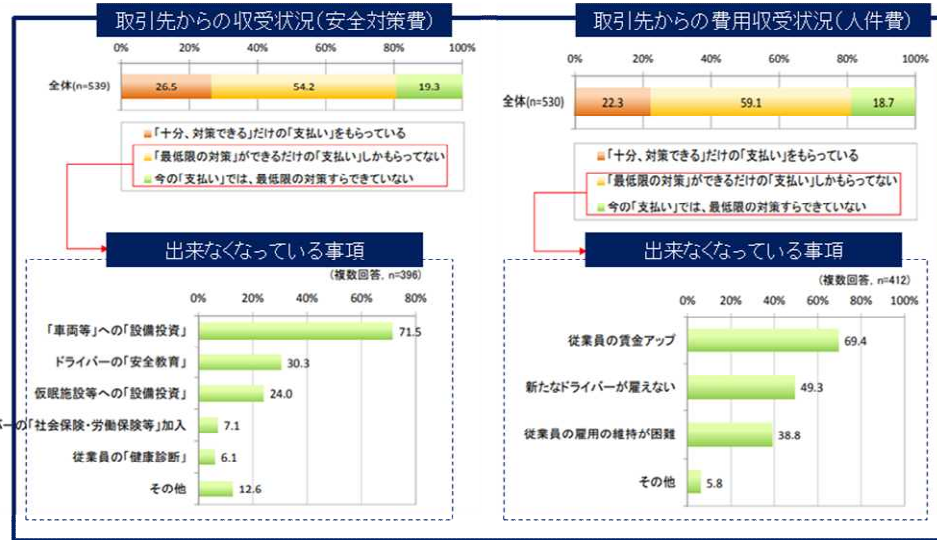
【上記（4）関係】
運賃表とは別に、割増率や料金を規定しています。

2 標準的な運賃の算出上の考え方

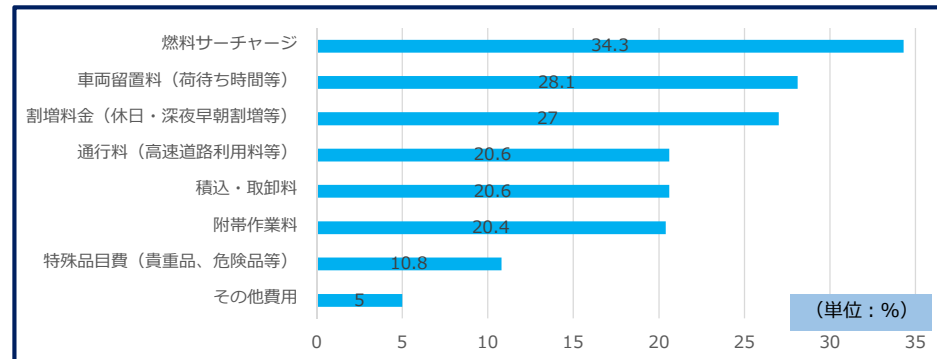
標準的な運賃の算出上の考え方①

- 現在、トラック事業者の多くは、適正な水準の運賃が収受できない結果、「車両等への設備投資」や「従業員の賃金アップ」などが円滑に実施しにくい事業環境にあります。
- このため、標準的な運賃の策定に当たっては、こうしたことができるようにするために必要な費用を適正な原価に含めるとともに、このような費用がドライバーの方々が全産業平均の労働時間並みに働くことにより回収することができるよう算出をしています。

① 「十分に収受できていない」費用について（「運賃」関係）



② 「十分に収受できていない」費用について（「料金」や「割増料」関係）



(出典) いずれも平成29年国土交通省・全日本トラック協会の調査による。

標準的な運賃の算出上の考え方②

- 標準的な運賃は、年間のトラック1台あたりの「運行費」、「車両費」、「人件費」、「間接費」、「その他費用」を「適正な原価」とし、さらに「適正な利潤」を加え、1キロ当たりの変動費に、また時間当たりの固定費に割り戻すことにより、最終的に1運行当たりの運賃を算出しています。
- こうした原価・費用や利潤は、現在のトラックドライバーの平均労働時間(約2,600時間)ではなく、全産業平均の労働時間並み(約2,086時間)を確保できるよう算出しています。

適正な原価 (1台/年当たり)

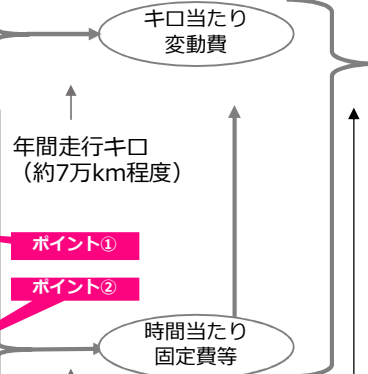
- 運行費** (燃料費、タイヤ費等)
⇒実勢原価を使用
- 車両費**
⇒環境性能や安全基準の向上を踏まえた車両への設備投資等ができるよう、**償却年数は5年で設定**
- 人件費**
⇒ドライバーの労働条件改善のため、**全産業平均の単価を使用**
- 間接費** (一般管理費等)
⇒実勢原価を使用
- その他費用** (任意保険料、関係諸税、借入金利息)
⇒実勢原価を使用

※**いずれも実運送を行う上で必要な費用**を算出(元請の備車費は考慮しない)

+

適正利潤 (1台/年当たり)

(自己資本に対する適正な利潤を算出)
⇒**固定費・変動費に対して、利益率が約2.7%**となるよう計算。



年間稼働時間
40h / 週 × 1年
= 約2086h程度

ポイント③

割増率の設定等

【標準的な運賃】

⇒1運行当たりの運賃及び料金等の項目を規定。

I 距離別運賃表

車種別	小型車 (2トラス)
10km	15,790
20km	17,600
30km	19,410
40km	21,220

II 時間別運賃表

種別	局
基	北海道
	東北
	関東
	北陸信
基	中部
	近畿
	中国

III 運賃増率
【特殊車両割増】
冷蔵車・冷凍車
【休日割増】
日曜祝日に運送した距離に限る
【深夜・早朝割増】
午後10時から午前5時までに運送

IV 待機時間料

時間	車種別 (2トラス)
30分を超える場合において30分までごとに算定する金額	1,670円

V 積込料、取卸料、附帯業務料
積込み、取卸しその他附帯業務を行った場として算定
※実車率は50%を設定基準とする(帰り荷はないことを前提とした計算)

- ・ 平均速度(約20~60km/h)を用いて、走行距離を時間に換算(時間を走行距離に換算)。
- ・ 距離帯(時間帯)ごとに、走行距離に対応する変動費、運行時間に対応する固定費を算出し、合算

3 標準的な運賃の特性

「適正な原価」の算出に当たってのポイント

○適正な原価の算出に当たっては、一定の考え方の下に、車両費や人件費の計算を行っています。

○車両費は適正な車両償却を進めることができること、人件費は全産業平均並みの時間当たりの単価を確保でき、労働条件を改善できるよう計算を行っています。

ポイント①：下記のように、事業者における安全・環境性能の高い車両への買替えを促すとともに、経営環境の維持・改善を図るという観点から、車両の償却年数は5年で計算しています。

【トラックの安全・環境性能の向上】

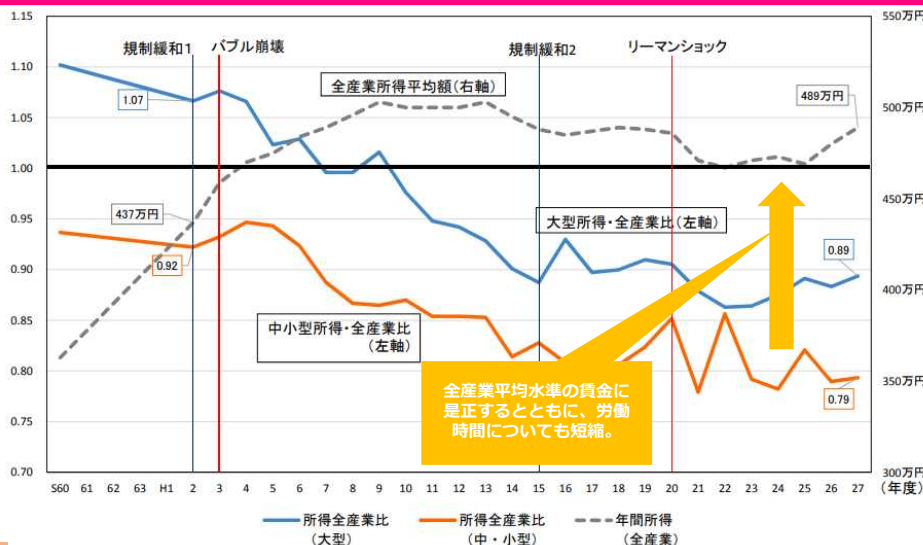
- 近年、①衝突被害軽減ブレーキ、②車線逸脱警報装置、③車両安定性制御装置といった一部のASV装置について装着義務付けられています。（例）車両総重量3.5トン超8トン以下の新車の場合、①と③については2018年11月から、②については2019年11月から義務付け開始
- 環境性能（新車排出ガス規制）については、2年から7年のスパンで変更が行われています。※GVW=車両総重量

	新短期規制		新長期規制	ポスト新長期規制		平成28年度規制
規制開始年	平成15年	平成16年	平成17年	平成21年	平成22年	平成28年
対象車種	2.5t<GVW ≤12t	12t<GVW	3.5t<GVW	12t<GVW	3.5t<GVW ≤12t	3.5t<GVW

【車両に関するトラック運送業の実態】

- トラック運送業では、実態上、次のような事項について、5年で車両が償却等されることが前提。
 (1) パーツの劣化等を背景に、新車時から5年を境に車両の修繕費が増加
 (2) 一般的にトラックの購入に係る融資への返済期間は5年
 (3) リース車両の半数は、5年のリース期間を経て入替え

ポイント②・③：トラックドライバーの長時間労働・低賃金の労働環境を是正するため、全産業平均の時間当たり単価と同水準の給与等が得られるよう、計算しています。



厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より国土交通省作成

＜ 標準的な運賃のまとめ ＞

ここまでの内容をまとめると、標準的な運賃は以下のように設計されています。

運賃表の種類	● 距離制及び時間制の2種類の運賃表を策定。
地域差	● 人件費や物価等の地域差を考慮し、地方運輸局等のブロック（10ブロック）単位で運賃表を策定。
車型	● 代表的なバン型の車両を前提。
車種	● 代表的な分類として以下のとおり設定。 ・小型車(2トンクラス)：最大積載量2トン以下の車両 ・中型車(4トンクラス)：最大積載量2トン超かつ車両総重量11トン未満の車両 ・大型車(10トンクラス)：中型車(4トンクラス)を超える車両(トレーラー(20トンクラス)を除く。) ・トレーラー(20トンクラス)：牽引車と被牽引車を連結した車両であって最大積載量が20トン前後のもの
対象となる運送契約	● 一般貨物自動車運送事業における代表的な運送契約として、運送事業者が車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提。
元請・下請の関係	● 標準的な運賃の計算に当たっては、いわゆる元請事業者の備車費用等については考慮せず、実運送を行う場合に要する原価について計算を実施。
運賃と料金の考え方	● 原則として運送の役務の対価としての運賃について設定することとし、運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用に係る料金(積込・取卸料、附帯業務料、有料道路利用料、フェリー利用料等)については、運賃表とは別に項目のみ規定。

実際には、以下の種類の運賃表を告示しています。

距離制運賃					時間制運賃				
北海道運輸局	東北運輸局	関東運輸局	北陸信越運輸局	中部運輸局	近畿運輸局	中国運輸局	四国運輸局	九州運輸局	沖縄総合事務局
×									
バン型									
小型車 (2トンクラス)		中型車 (4トンクラス)		大型車 (10トンクラス)		トレーラー (20トンクラス)			

Ⅲ 標準的な運賃の内容

1	一般貨物自動車運送事業に係る 標準的な運賃の告示 <small>(令和2年国土交通省告示第575号)</small>	16
2	国土交通省 通達 <small>(令和2年4月24日国自貨第14号)</small>	28
3	貸切運賃料金適用方 (参考例)	40

1 一般貨物自動車運送事業に係る 標準的な運賃の告示① (令和2年国土交通省告示第575号)

I 距離制運賃表

北海道運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	12,450	14,480	18,610	23,280
20km	13,980	16,290	21,080	26,500
30km	15,510	18,100	23,550	29,710
40km	17,050	19,910	26,010	32,930
50km	18,580	21,710	28,480	36,150
60km	20,120	23,520	30,940	39,370
70km	21,650	25,330	33,410	42,580
80km	23,180	27,140	35,870	45,800
90km	24,720	28,940	38,340	49,020
100km	26,250	30,750	40,800	52,240
110km	27,780	32,530	43,190	55,340
120km	29,310	34,310	45,570	58,440
130km	30,840	36,090	47,960	61,550
140km	32,370	37,870	50,350	64,650
150km	33,900	39,650	52,730	67,760
160km	35,430	41,430	55,120	70,860
170km	36,950	43,210	57,500	73,970
180km	38,480	44,990	59,890	77,070
190km	40,010	46,770	62,270	80,170
200km	41,540	48,540	64,660	83,280
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,050	3,530	4,700	6,110
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,610	8,810	11,740	15,270

I 距離制運賃表

東北運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	11,980	13,970	18,050	22,600
20km	13,470	15,740	20,470	25,760
30km	14,960	17,500	22,880	28,920
40km	16,460	19,270	25,300	32,080
50km	17,950	21,030	27,720	35,240
60km	19,450	22,800	30,130	38,400
70km	20,940	24,560	32,550	41,560
80km	22,430	26,330	34,970	44,720
90km	23,930	28,090	37,390	47,870
100km	25,420	29,860	39,800	51,030
110km	26,910	31,590	42,140	54,080
120km	28,400	33,330	44,480	57,120
130km	29,880	35,060	46,810	60,170
140km	31,370	36,800	49,150	63,210
150km	32,860	38,530	51,490	66,260
160km	34,350	40,270	53,820	69,300
170km	35,840	42,010	56,160	72,350
180km	37,320	43,740	58,500	75,390
190km	38,810	45,480	60,830	78,440
200km	40,300	47,210	63,170	81,480
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	2,960	3,440	4,600	5,990
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,410	8,590	11,500	14,970

1 一般貨物自動車運送事業に係る 標準的な運賃の告示② (令和2年国土交通省告示第575号)

I 距離制運賃表

関東運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	15,790	18,060	22,540	27,940
20km	17,600	20,160	25,330	31,550
30km	19,410	22,270	28,120	35,160
40km	21,220	24,370	30,920	38,770
50km	23,040	26,480	33,710	42,380
60km	24,850	28,580	36,500	45,990
70km	26,660	30,690	39,290	49,600
80km	28,470	32,790	42,090	53,200
90km	30,280	34,890	44,880	56,810
100km	32,090	37,000	47,670	60,420
110km	33,910	39,090	50,390	63,930
120km	35,730	41,170	53,110	67,430
130km	37,550	43,260	55,830	70,940
140km	39,360	45,340	58,550	74,440
150km	41,180	47,430	61,270	77,950
160km	43,000	49,510	64,000	81,450
170km	44,820	51,600	66,720	84,960
180km	46,630	53,690	69,440	88,460
190km	48,450	55,770	72,160	91,970
200km	50,270	57,860	74,880	95,470
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,630	4,140	5,370	6,910
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	9,070	10,360	13,430	17,280

I 距離制運賃表

北陸信越運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	12,530	14,560	18,680	23,360
20km	14,070	16,370	21,150	26,580
30km	15,600	18,190	23,620	29,800
40km	17,140	20,000	26,090	33,020
50km	18,680	21,810	28,560	36,240
60km	20,220	23,630	31,030	39,460
70km	21,760	25,440	33,500	42,690
80km	23,300	27,250	35,970	45,910
90km	24,840	29,060	38,440	49,130
100km	26,380	30,880	40,910	52,350
110km	27,910	32,660	43,300	55,460
120km	29,450	34,450	45,690	58,570
130km	30,980	36,230	48,080	61,680
140km	32,520	38,020	50,470	64,790
150km	34,050	39,800	52,870	67,900
160km	35,590	41,590	55,260	71,010
170km	37,120	43,370	57,650	74,120
180km	38,660	45,160	60,040	77,220
190km	40,190	46,940	62,430	80,330
200km	41,730	48,730	64,820	83,440
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,060	3,540	4,710	6,120
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,640	8,850	11,770	15,290

1 一般貨物自動車運送事業に係る 標準的な運賃の告示③ (令和2年国土交通省告示第575号)

I 距離制運賃表

中部運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	14,390	16,530	20,790	25,850
20km	16,080	18,500	23,430	29,270
30km	17,770	20,480	26,070	32,690
40km	19,460	22,450	28,710	36,110
50km	21,150	24,420	31,350	39,530
60km	22,840	26,390	33,990	42,950
70km	24,530	28,370	36,630	46,370
80km	26,220	30,340	39,270	49,790
90km	27,910	32,310	41,910	53,210
100km	29,600	34,280	44,550	56,630
110km	31,290	36,240	47,120	59,950
120km	32,980	38,190	49,690	63,270
130km	34,670	40,140	52,250	66,580
140km	36,370	42,090	54,820	69,900
150km	38,060	44,040	57,390	73,220
160km	39,750	45,990	59,960	76,540
170km	41,450	47,940	62,520	79,850
180km	43,140	49,900	65,090	83,170
190km	44,830	51,850	67,660	86,490
200km	46,520	53,800	70,230	89,810
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,380	3,870	5,070	6,540
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8,440	9,680	12,660	16,340

I 距離制運賃表

近畿運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	14,330	16,490	20,790	25,860
20km	16,020	18,460	23,430	29,290
30km	17,710	20,430	26,080	32,710
40km	19,400	22,400	28,720	36,140
50km	21,090	24,380	31,370	39,570
60km	22,770	26,350	34,010	43,000
70km	24,460	28,320	36,650	46,430
80km	26,150	30,290	39,300	49,860
90km	27,840	32,270	41,940	53,290
100km	29,530	34,240	44,590	56,720
110km	31,220	36,190	47,160	60,040
120km	32,910	38,140	49,730	63,360
130km	34,600	40,090	52,300	66,690
140km	36,290	42,040	54,870	70,010
150km	37,980	43,990	57,440	73,330
160km	39,670	45,940	60,010	76,660
170km	41,360	47,890	62,580	79,980
180km	43,050	49,840	65,150	83,300
190km	44,740	51,790	67,720	86,620
200km	46,430	53,740	70,290	89,950
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,370	3,870	5,070	6,550
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8,430	9,680	12,670	16,370

1 一般貨物自動車運送事業に係る 標準的な運賃の告示④ (令和2年国土交通省告示第575号)

I 距離制運賃表

中国運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	13,000	15,060	19,220	23,980
20km	14,580	16,920	21,730	27,260
30km	16,160	18,770	24,240	30,530
40km	17,740	20,620	26,750	33,800
50km	19,310	22,480	29,270	37,070
60km	20,890	24,330	31,780	40,340
70km	22,470	26,180	34,290	43,610
80km	24,050	28,040	36,800	46,880
90km	25,620	29,890	39,320	50,150
100km	27,200	31,740	41,830	53,420
110km	28,770	33,570	44,260	56,580
120km	30,350	35,400	46,700	59,740
130km	31,930	37,230	49,130	62,910
140km	33,500	39,050	51,570	66,070
150km	35,080	40,880	54,000	69,230
160km	36,650	42,710	56,440	72,390
170km	38,230	44,540	58,870	75,550
180km	39,800	46,360	61,310	78,710
190km	41,380	48,190	63,740	81,870
200km	42,950	50,020	66,180	85,030
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,140	3,620	4,800	6,220
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,850	9,060	11,990	15,560

I 距離制運賃表

四国運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	12,280	14,290	18,380	22,990
20km	13,800	16,080	20,830	26,180
30km	15,320	17,870	23,270	29,370
40km	16,840	19,660	25,710	32,560
50km	18,350	21,450	28,160	35,750
60km	19,870	23,250	30,600	38,940
70km	21,390	25,040	33,040	42,130
80km	22,910	26,830	35,490	45,320
90km	24,420	28,620	37,930	48,510
100km	25,940	30,410	40,370	51,700
110km	27,460	32,170	42,740	54,770
120km	28,970	33,930	45,100	57,850
130km	30,480	35,690	47,460	60,930
140km	32,000	37,450	49,830	64,000
150km	33,510	39,210	52,190	67,080
160km	35,020	40,980	54,560	70,160
170km	36,540	42,740	56,920	73,230
180km	38,050	44,500	59,290	76,310
190km	39,560	46,260	61,650	79,390
200km	41,080	48,020	64,010	82,470
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,010	3,490	4,650	6,050
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,530	8,730	11,640	15,130

1 一般貨物自動車運送事業に係る 標準的な運賃の告示⑤ (令和2年国土交通省告示第575号)

I 距離制運賃表

九州運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	12,370	14,370	18,430	23,040
20km	13,890	16,160	20,870	26,230
30km	15,410	17,960	23,320	29,410
40km	16,930	19,750	25,760	32,600
50km	18,460	21,550	28,210	35,790
60km	19,980	23,340	30,650	38,980
70km	21,500	25,130	33,090	42,160
80km	23,020	26,930	35,540	45,350
90km	24,540	28,720	37,980	48,540
100km	26,070	30,520	40,430	51,720
110km	27,580	32,280	42,790	54,800
120km	29,100	34,050	45,160	57,880
130km	30,620	35,820	47,520	60,960
140km	32,140	37,580	49,890	64,030
150km	33,660	39,350	52,260	67,110
160km	35,180	41,120	54,620	70,190
170km	36,700	42,880	56,990	73,260
180km	38,210	44,650	59,360	76,340
190km	39,730	46,410	61,720	79,420
200km	41,250	48,180	64,090	82,500
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,020	3,500	4,660	6,050
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,560	8,750	11,650	15,140

I 距離制運賃表

沖縄総合事務局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
5km	10,440	12,220	15,890	19,900
10km	11,150	13,070	17,060	21,430
20km	12,580	14,760	19,390	24,500
30km	14,000	16,450	21,730	27,560
40km	15,430	18,140	24,060	30,620
50km	16,850	19,830	26,400	33,680
60km	18,280	21,520	28,730	36,740
70km	19,700	23,210	31,060	39,800
80km	21,130	24,900	33,400	42,860
90km	22,550	26,590	35,730	45,920
100km	23,980	28,270	38,070	48,980
110km	25,400	29,930	40,320	51,930
120km	26,810	31,590	42,570	54,870
130km	28,230	33,250	44,830	57,820
140km	29,650	34,910	47,080	60,770
150km	31,070	36,570	49,330	63,710
160km	32,490	38,230	51,590	66,660
170km	33,900	39,890	53,840	69,600
180km	35,320	41,540	56,090	72,550
190km	36,740	43,200	58,340	75,490
200km	38,160	44,860	60,600	78,440
200kmを超えて10km を増すごとに加算す る金額	1,410	1,640	2,220	2,890

1 一般貨物自動車運送事業に係る 標準的な運賃の告示⑥ (令和2年国土交通省告示第575号)

II 時間制運賃表

(単位:円)

種 別			車種別	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)	
			局 別					
基 礎	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290	
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670	
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440	
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470	
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370	
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430	
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950	
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590	
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680	
	沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880			
	額	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
				東北	17,980	21,630	28,300	35,800
				関東	23,440	27,470	34,740	43,460
				北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
				中部	21,430	25,280	32,220	40,420
				近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
				中国	19,450	23,180	29,970	37,770
				四国	18,420	22,080	28,780	36,350
九州				18,530	22,190	28,840	36,410	
沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130				
加 算	基礎走行キロを超える場 合は、10kmを増すごとに	北海道	280	340	510	710		
		東北	280	340	510	710		
		関東	280	340	510	720		
		北陸信越	280	340	510	710		
		中部	280	340	510	710		
		近畿	280	340	510	710		
		中国	280	340	510	710		
		四国	280	340	510	710		
		九州	280	340	510	710		
	沖縄	280	340	510	710			
	額	基礎作業時間を超える 場合は、1時間を増すご とに(4時間制の場合で あって、午前から午後 にわたる場合は、正午 から起算した時間により加 算額を計算する。)	北海道	2,850	2,990	3,200	3,780	
			東北	2,720	2,850	3,050	3,600	
			関東	3,820	4,000	4,280	5,060	
			北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820	
			中部	3,430	3,590	3,850	4,550	
			近畿	3,400	3,560	3,810	4,510	
			中国	3,020	3,160	3,390	4,000	
			四国	2,810	2,940	3,150	3,730	
九州			2,840	2,980	3,190	3,770		
沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300				

III 運賃割増率

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	2割
---------	----

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離	2割
----------------------	----

IV 待機時間料

時間	車種別			
	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
30分を超える場合にお いて30分までごとに発 生する金額	1,670円	1,750円	1,870円	2,220円

V 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として収受

VI 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

VII 燃料サーチャージ

別に定めるところにより収受

VIII その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について

トラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっている。こうした背景を踏まえ、運転者の労働条件の改善等を図る観点から、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(平成30年法律第96号)が制定され、「標準的な運賃の告示制度」(法附則第1条の3)が設けられたところである。

「標準的な運賃の告示制度」は、一般にトラック運送事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間の設定がされること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくに当たっては、法令を遵守して運営を行っていく際の参考となる運賃を示すことが効果的との趣旨により、令和5年度末までの時限措置として設けられたものである。

改正後の法附則第1条の3第1項においては、令和6年3月31日までの間、「国土交通大臣は、事業用自動車の運転者の労働条件を改善するとともに、一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、及びその担う貨物流通の機能の維持向上を図るため、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準として、標準的な運賃を定めることができる。」と規定されている。

標準的な運賃の設定に当たっては、当該規定の趣旨に沿って、一般貨物自動車運送事業者の原価等の集計、運賃額の計算等を行い、同条第2項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めた件(令和2年国土交通省告示第575号)のとおりに告示を行った。その基本的な考え方や、実際の適用方法等については以下のとおりである。

1. 標準的な運賃に係る基本的な考え方

(1) 運賃表の設計

前提として、以下の考え方に基づき運賃表の設計を行った。

① 対象となる運送契約

一般貨物自動車運送事業における代表的な運送契約として、積載量にかかわらず、車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提とし、距離制及び時間制の2種類の運賃表を策定した。

② 車型・車種

車型については、代表的なバン型の車両を前提とした。

車種については、代表的な分類として以下のとおり設定した。

- ・小型車(2 tクラス)：最大積載量2トン以下の車両
- ・中型車(4 tクラス)：最大積載量2トン超かつ車両総重量11トン未満の車両
- ・大型車(10 tクラス)：中型車(4 tクラス)を超える車両(トレーラー(20 tクラス)を除く。)
- ・トレーラー(20 tクラス)：牽引車と被牽引車を連結した車両であって最大積載量が20トン前後のもの

③ 地域差

人件費や物価等の地域差を考慮し、地方運輸局等のブロック(10ブロック)単位で運賃表を策定した。

④ 運賃と料金の考え方

原則として運送の役務の対価としての運賃について設定することとし、運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用に係る料金(積込・取卸料、附帯業務料、有料道路利用料、フェリー利用料等)については、運賃表とは別に項目のみ規定することとした。ただし、待機時間料については、30分を超える場合の30分ごとに生じる標準的な額を設定した。

⑤ 元請・下請の関係

標準的な運賃の計算に当たっては、いわゆる元請事業者の備車費用等については考慮せず、実運送を行う場合に要する原価について計算を行った。

(2) 適正原価・適正利潤

一般貨物自動車運送事業の実績等より能率的な経営を実施していると認められる運送事業者に対して各種原価等の調査を実施して得た結果(以下「原価調査結果」という。)を基に、年間・車両1両当たりの原価計算を行った。

① 固定費単価

走行距離にかかわらず、事業を行う上で固定的に発生する費用として、以下の項目ごとの年間費用(車両償却費、人件費、自動車関係税、自動車関係保険料、荷役関連費、借入金利息及び間接費(固定費相当額))を積算した額を年間労働時間で除して1時間当たり固定費を算出した。

【算定式】(a~gの合計値)÷年間労働時間(約2,086時間)

a. 車両償却費

原価調査結果による車両の調達価格及び付属備品等の費用を合算した額を車両償却年数で除して、1年間当たりの車両償却費を算出した。

なお、車両の償却年数については、車両の購入に係る融資の返済期間、車両のリース期間、車両の修繕費の上昇の傾向等の実態を踏まえ、経営環境の維持・改善を図ることができる環境を整えるとともに、運送事業者における安全・環境性能の高い車両への買替えの促進の観点から、5年を基準とした。

【算定式】(車両の調達価格+付属備品等の費用)÷車両償却年数(5年)

b. 人件費

所定労働時間内の人件費(以下「基準内人件費」という。)は、時給単価に対し、原価調査により得られた車格ごとの人件費格差の比率(車格差率)、一定の福利厚生費率、年間労働時間を乗じて、1年間当たりの人件費額を車格ごとに算出した。

なお、運転者の労働環境については、賃金水準が全産業平均より約1割~2割低く、労働時間が全産業平均より約2割長い現状に鑑み、「運転者の労働条件の改善」という改正法の趣旨に基づき、時給単価については全産業の平均値

2 国土交通省 通達② (令和2年4月24日国自貨第14号)

を基準として設定した。

また、年間労働時間については、週 40 時間の労働を前提とし、約 2,086 時間とした。

【算定式】時給単価×車格差率×(1+給与に対する福利厚生費率)×年間労働時間(約 2,086 時間)

c. 自動車関係税

原価調査結果により、1年間当たりの自動車取得税額(自動車税環境性能割額)、自動車税額、自動車重量税額を算出した。

d. 自動車関係保険料

原価調査結果により、1年間当たりの自動車損害賠償責任保険料、一般自動車損害保険料(任意保険料)を算出した。

e. 荷役関連費用

原価調査結果により、1年間当たりの荷役関連の消耗品に係る費用を算出した。

f. 借入金利息

原価調査対象事業者の実績値を用いて、1年間当たりの借入金利息額を算出した。

【算定式】ベースとなる資産(事業用固定資産額+運転資本額(営業費×4%))×他人資本構成比×金利

g. 間接費(固定費相当額)

間接費については、施設利用料、施設賦課税、事務員等の人件費、及び自動車以外の施設等の減価償却費等を見込むものとして、原価調査の対象事業者の実績値を用いて間接費率(年間総費用額に対する割合)を算出した上で、上記固定費に対応する1年間当たりの間接費の額を算出した。

【算定式】{a~fの合計値(円/年)}÷{1-間接費率(%)}-{a~fの合計値(円/年)}

② 変動費単価

走行距離に比例して発生する費用として、以下の項目ごとの費用(燃料費、オイル費、タイヤ費、尿素水費、車検・修理費及び間接費(変動費相当額))を積算し、1km当たりの変動費を算出した。

h. 燃料費

燃料費は、軽油単価の変動幅が大きいため、その変動分は燃料サーチャージにより収受することを前提として、全国一律 100 円/L を基準として、1 km 当たりの燃料費を算出した。

【算定式】軽油単価(100 円/L)÷燃費

i. オイル費

原価調査結果により、1 km 当たりのオイル費を算出した。

【算定式】{オイル単価(円/L)×オイル交換1回当たりオイル量(L)+オイル交換1回当たり工賃(円)}÷オイル交換1回当たり走行距離(km)

j. タイヤ費

原価調査結果により、1 km 当たりのタイヤ費を算出した。

【算定式】{タイヤ単価(円/本)×タイヤ交換1回当たり交換本数(本)+タイヤ交換1回当たり工賃(円)}÷タイヤ交換1回当たり走行距離(km)

k. 尿素水費

原価調査結果により、1 km 当たりの尿素水費を算出した。

【算定式】尿素水単価(円/L)÷尿素水1L当たり走行距離(km)

l. 車検・修理費

原価調査結果により、1 km 当たりの車検・修理費を算出した。

【算定式】{年間車検整備費(円/年)+年間一般修理費(円/年)}÷年間走行距離(km)

m. 間接費(変動費相当額)

上記の間接費率を用いて、上記変動費に対応する間接費額を算出した。

【算定式】{h~lの合計値(円/km)}÷{1-間接費率(%)}-{h~lの合計値(円/km)}

③ 基準外人件費

基準外人件費(所定労働時間外の人件費)については、労働基準法に基づき、基準内人件費×1.25により算出した。

④ 適正利潤

自己資本に対する適正な利潤額を元に、運送原価に対する利益率を算出した。

【算定式】

適正利潤額：ベースとなる資産(事業用固定資産額+運転資本額(営業費×4%))×自己資本構成比×0.1÷(1-利益課税率)

運送原価に対する利益率：適正利潤額÷運送原価

(3) 運賃額の計算方法

① 距離制運賃額

1運行当たりの運賃額の算出は、以下の計算式により算出した。

$$\left[\begin{array}{l} (1 \text{ km 当たり変動費}) \times (\text{走行距離}) + \\ (1 \text{ 時間当たり固定費}) \times (\text{所要所定内労働時間}) + \\ (1 \text{ 時間当たり基準外人件費}) \times (\text{所要所定外労働時間}) \end{array} \right] \times (1 + \text{利益率})$$

1運行当たり走行距離については、標準的な運賃を設定するに当たって、帰り荷がない場合の運行においても帰路に要する必要な原価を確保することを前提と

しているため、実車キロ程（運賃表のキロ程）に2を乗じて算出した距離とした。

所要所定内労働時間については、走行時間のほか、一運行において通常発生することが想定される待機時間1時間（発地及び着地各30分間）及び通常必要となる点呼・法定点検等の運行準備に要する時間を含むこととしている（※）。

※平成11年の旧公示運賃（原価計算書の添付を要しない範囲として、平成2年の旧公示運賃を基準に上下20%の上限・下限を設定した運賃）においては、上記の時間に加えて積み込み・取卸しに要する時間についても含むこととしており、考え方が異なるため留意されたい。

また、長距離帯における時間外労働時間については、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定されることを踏まえ、運行1日当たり約3.7時間が限度となるよう設定している。

なお、一定の中長距離帯においては、高速自動車国道など有料道路の走行を前提とした平均走行速度を使用して運賃額の計算を行っている。

② 時間制運賃額

契約する時間（8時間又は4時間）に応じて、時間制運賃を適用する場合に通常想定される1運行当たりの走行距離（以下「基礎走行距離」という。）及び基礎作業時間（8時間又は4時間）を設定した上で、基礎走行距離及び基礎作業時間の範囲内で運行する場合の運賃額（以下「基礎額」という。）を以下の式により設定した。

$$(1 \text{ km 当たり変動費}) \times (\text{基礎走行距離}) + (1 \text{ 時間当たり固定費}) \times (\text{基礎作業時間}) \times (1 + \text{利益率})$$

また、基礎走行距離を超えて運行する場合の加算額は1km当たり変動費に10kmを乗じた額に利益率を加味した額、基礎作業時間の範囲を超えて運行する場合の加算額は1時間当たり基準外人件費の額に利益率を加味した額として設定した。

なお、基礎走行距離については、時間制運賃を適用する場合における車両の走行速度の実態等を勘案し、8時間制について小型車は100km、小型車以外は130kmとし、4時間制について小型車は50km、小型車以外は60kmとした。

③ 待機時間料

トラック運送業において、発地又は着地における長時間に及ぶ荷待時間は、運転者の長時間労働の主な要因の一つとなっている。荷主の責により待機した時間に応じた料金を収受することで適正な対価を確保することができる環境を整えるとともに、荷待時間の削減など長時間労働の改善に向けて荷主と運送事業者が一体となった取組を進める環境を整えることを目的として、30分を超える荷待ちに係る待機時間料を設定した。

料金の算出に関しては、発地又は着地において待機時間が30分を超える場合における30分ごとの料金として、30分当たりの基準外人件費に利益率を加味して算出した。

2. 具体的な適用方法

標準的な運賃の設定に当たって想定している具体的な適用方法については、以下のとおりである。

(1) 適用する運送

標準的な運賃は、一般貨物自動車運送事業者が一般的なバン型車両を貸し切って運送する場合を念頭に、距離制運賃表及び時間制運賃表の2種類の運賃表を設定している。個々の運送についていずれの運賃表を適用するかについては、運送する貨物の種類、量、距離、交通事情及び運送に付帯する荷役作業などの諸条件を勘案し、荷主との契約の中で決定することとなる（※）。

※一般的には距離制運賃表が使用される場合が多いが、時間制運賃表が適用される代表的な場合としては、例えば、①走行キロは短い、車両を時間的に拘束される場合、②大都市などの交通渋滞等によって運行効率が著しく低下する場合、③短距離を反復してピストン輸送する場合、等が考えられる。

また、標準的な運賃は、人件費や物価等の地域差を考慮し、下表のとおり各地方運輸局の管轄区域ごとに10ブロック別の運賃を設定している。運送事業者においては、運送を行う車両が配置されている営業所の所在地を管轄する各地方運輸局のブロックの運賃を参考に運賃を設定することとなる。

運輸局	管轄する都道府県
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
北陸信越	新潟県、富山県、石川県、長野県
中部	福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	沖縄県

(2) キロ程等の計算

(距離制運賃表)

距離制運賃表における運送キロ程の計算は、1車1回の運送で、発地で貨物を車両に積み込んでから、着地で車両から貨物を取り卸すまでのキロ程（貨物を積載して実際に走行したキロ程）による。したがって、事業者の営業所（車庫）から荷主より指定された積込場所までの往路空車回送区間及び取卸場所から復路空車回送区間のキロ程は運送キロ程の計算の対象とならない。

なお、運送の途中において、貨物の一部を積み卸した場合は最初に積み込みを行った場所から、最後に取卸しを完了した場所までの実車キロ程によることとする。

(時間制運賃表)

時間制運賃表における走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到達したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでについて行う。

なお、4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、労働の実態、車両の使用効率からみて、以後の車両の使用が保証されないことを踏まえ、正午から起算した時間により加算額を計算することとしている。

(3) 特殊車両割増

一般貨物自動車運送事業において使用される車両については、運送を行う品目や運行の形態等に応じて様々なものが存在し、車両によって原価構造が異なる場合がある。

標準的な運賃においては一般的なバン型車両を念頭に運賃表を設計しているが、同様の構造の冷蔵・冷凍車を使用する場合には原価調査の結果に基づき割増率(2割)を設定している。当該冷蔵・冷凍車割増を適用する場面としては、生鮮食料品等の貨物を冷蔵・冷凍機能を活用して運送する場面等を想定している。

また、これ以外の特殊な車両を使用する場合には、上記の計算方法も参考にしつつ、別途原価計算を行うことが望ましい。

(4) 休日割増

標準的な運賃においては、休日割増として、人件費構成比及び法定割増率を参考に割増率(2割)を設定した。当該割増率を適用する基準運賃額は、日曜祝祭日の0時から24時の間に運送した距離に対応した運賃額となる。

(5) 深夜・早朝割増

標準的な運賃においては、深夜・早朝割増として、人件費構成比及び法定割増率を参考に割増率(2割)を設定した。当該割増率を適用する基準運賃額は、午後10時から午前5時の間に運送した距離に対応した運賃額となる。

(6) 待機時間料

待機時間料の設定の考え方は1.(3)③のとおり。

実際の待機時間料の算定は、荷主との間で定められた場所及び時間に車両が到着してから、荷主側の責によって30分を超えて待機した場合において30分までごとに発生した待機時間に応じた料金を収受する。運送事業者側が約束の時間前に車両を到着させるような場合は荷主側の責によらないものであることから、待機時間料の算定の対象外となる。

なお、時間制運賃表の適用時における待機時間料については、原則として、基礎作業時間に係る基礎額及び基礎作業時間を超えた場合の加算額において収受することを想定している。

また、予め距離制運賃表を適用することとしていた運送において、予期せぬ渋滞等により運行が長期化し、追加的に人件費等の費用が生じるような場合には、原則として待機時間料の対象とはならないものであるが、荷主との合意を前提に、

待機時間料に準じて追加的に料金を収受することや、事後的に時間制運賃表により精算を行うこと等を妨げるものではない。

(7) 積込料、取卸料、附帯業務料

標準的な運賃は、運送の役務に係る原価を前提として計算していることから、運送以外の役務として別途積込み、取卸しその他荷造り、仕分け、検収・検品等の附帯業務を行った場合には、運賃とは別にこれらに係る料金を収受する必要がある。

積込み、取卸しその他附帯業務に係る具体的な料金については、その作業・業務の内容に応じて要するコストが様々であるため、運送事業者において、適切に設定を行う必要がある。具体的設定方法の例としては、上記待機時間料の設定も参考に、一定の人件費を基準として、作業の内容に応じて付加的に要する費用等を加味する手法などが考えられる。

(8) 実費

有料道路利用料、フェリー利用料等については、運賃とは別に実費として収受することとしている。

なお、旅費(運転者の宿泊費)のうち通常想定される平均的な額については、標準的な運賃の設定に当たって間接費額の計算の一環として原価に算入している。ただし、宿泊を伴う長距離運行が恒常的に発生する場合など標準的な程度を超えて旅費が発生する場合においては、これを超える部分を実費として収受することは差し支えない。

(9) 燃料サーチャージ

告示Ⅶに規定する燃料サーチャージについては、別添のとおりとする。

標準的な運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を100円として算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も100円として設定している。各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」(平成24年5月16日最終改定)も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃の設定に係る原価計算において基準とした燃料費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。

(10) その他

標準的な運賃の設定に当たって想定している主な適用方法は上記のとおりであるが、従来からの慣習上、運送に一定の資格や措置を要する場合など、個々の運送の実情によるコストの変動に応じて、上記に含まれない運賃計算方法の特例や、各種割増(※)・割引等が行われる場合がある。運送事業者においては、自ら行う運送の実態等に応じて適切な運賃表の適用方法を設定する必要がある。

※例：品目割増、特大品割増、冬期割増、悪路割増等

3. 標準的な運賃の活用に係る手続

標準的な運賃は、運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を示すものであることから、運送事業者がこれを活用するに当たっては、上記の原価及び利潤の考え方を参考としつつ、自らの運行実態等を踏まえて事業に係る原価及び利潤を計算した上で、実際に適用する運賃及び料金を設定し、運賃及び料金の種類、額並びに適用方法等について所定の届出を行う必要がある。また、原価の計算については、「原価計算要領について(平成6年自貨第12号)」も参考にされたい。

なお、標準的な運賃と同様の運賃を設定する場合には、運賃と料金を区分して收受する旨が定められた運送約款として、独自に認可を受けた約款又は標準貨物自動車運送約款(平成2年運輸省告示第575号。平成31年3月8日最終改正)を使用し、運賃及び料金と併せて掲示を行う必要がある。

4. 行政処分等との関係

標準的な運賃は、運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を示すものであり、標準的な運賃と異なる運賃を收受したことのみをもって罰則が科されるなどペナルティを伴うものでない。

しかしながら、運送事業者において、社会保険に加入せず不当に原価を抑えて事業を行うなどの法令違反が確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成21年国自安第73号・国自貨第77号・国自整第67号)」による行政処分を行う。

また、荷主が一方的に、設定した運賃額より低い運賃で運送委託等を行う等により、下請法・独占禁止法に違反する場合には、これらの法律に基づく処分の対象となるほか、不当に低い運賃額の支払いが運送事業者における過労運転・過積載運行を招くなど、荷主の行為が運送事業者の法令違反の原因となるおそれがある場合には、関係行政機関の長と連携し、法附則第1条の2による荷主への働きかけ等を行う。

別添

燃料サーチャージについて

- 以下の算出方法による。
 - 基準価格：100.0円 スタンド価格による。
 - 改訂する刻み幅：5.0円
 - 改定条件：改定の刻み幅5.0円/Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。
 - 廃止条件：軽油価格が100.0円/Lを下回った時点で、翌月から廃止する。
 - 計算式：(距離制運賃)

$$\text{走行距離 (km)} \div \text{燃費 (km/L)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額 (円/L)}$$
 (時間制運賃)

$$\text{平均走行距離 (km)} \div \text{燃費 (km/L)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額 (円/L)}$$
- 燃料サーチャージの改定条件と算出上の上昇額テーブルは下表のとおり。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ 算出上の代表価格	上昇額
基準価格	100.00 円	—
～ 100.00 円	廃止	
100.00 超 ～ 105.00 円	102.50 円	2.5 円
105.00 超 ～ 110.00 円	107.50 円	7.5 円
110.00 超 ～ 115.00 円	112.50 円	12.5 円
115.00 超 ～ 120.00 円	117.50 円	17.5 円
120.00 超 ～ 125.00 円	122.50 円	22.5 円
125.00 超 ～ 130.00 円	127.50 円	27.5 円
130.00 超 ～ 135.00 円	132.50 円	32.5 円
135.00 超 ～ 140.00 円	137.50 円	37.5 円
140.00 超 ～ 145.00 円	142.50 円	42.5 円
145.00 超 ～ 150.00 円	147.50 円	47.5 円
150.00 超 ～ 155.00 円	152.50 円	52.5 円
155.00 超 ～ 160.00 円	157.50 円	57.5 円
160.00 超 ～ 165.00 円	162.50 円	62.5 円
165.00 超 ～ 170.00 円	167.50 円	67.5 円
170.00 超 ～ 175.00 円	172.50 円	72.5 円
175.00 超 ～ 180.00 円	177.50 円	77.5 円
180.00 超 ～ 185.00 円	182.50 円	82.5 円

※ 代表価格は、刻み幅の0.5倍の額を基準価格に加算した額とした。
 ※ 上昇額は、(代表価格－基準価格)とした。

2 国土交通省 通達⑥ (令和2年4月24日国自貨第14号)

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおり。

車種	燃費
小型車(2tクラス)	〇〇 km/L
中型車(4tクラス)	〇〇 km/L
大型車(10tクラス)	〇〇 km/L
トレーラー(20tクラス)	〇〇 km/L

4. 時間制運賃を算出する上での条件(平均走行距離)は以下のとおり。

車種	8時間制	4時間制
小型車(2tクラス)	100km	50km
中型車(4tクラス)	130km	60km
大型車(10tクラス)	130km	60km
トレーラー(20tクラス)	130km	60km

5. 端数処理等

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

メモ

3 貸切運賃料金適用方（参考例）①

I. 距離制運賃料金の算出

（適用する運送）

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合に適用します。

（特殊運賃との関係）

2. この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を届け出た場合には適用しません。

（運賃料金計算の基本）

3. （1）運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。
（2）車両が2両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは2両以上の車両を1車として計算します。ただし、荷主が異なるとき又は発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を1車として計算します。
（3）継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両にかかわらず、当該基準車両による運賃を適用することができます。

（運賃計算の方法）

4. （1）運賃は使用車両の最大積載量（以下「標記トン数」といいます。）及び運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（以下「基準運賃」といいます。）の上下それぞれ〇〇%の範囲内で計算します。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに切り上げて計算します。
（2）割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ〇〇%の範囲内で計算します。

（端数の処理）

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。
（1）計算した金額が〇〇円未満のときは、〇〇円未満の端数は〇〇円に切り上げます。
（2）計算した金額が〇〇円を超えるときは、△△円未満の端数は〇〇円に、〇〇円を超え、〇〇円未満の端数は〇〇円に切り上げます。

（キロ程の計算）

6. 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

（割増率及び割引率の重複する場合の計算）

7. 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

（個建契約運賃）

8. 長期にわたって計画的かつ大量に出荷される次の（1）の各号に該当する貨物の運送契約（文書をもって運送契約を締結したものに限りません。）をする場合には、運送区間ごとに（2）の式により算出した1個当りの運賃を適用することができます。

ただし、1回の出荷量が基準車両の積載可能個数の〇〇%以上ある場合に限りません。なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

- （1）①単一品目であること
②荷姿が一定していること
③1個の重量又は容積が一定していること
（2）{基準車両（運賃計算の対象となる車両）のトン数による基準運賃}
÷{（当該貨物の基準車両積載可能個数）×〇〇%}

3 貸切運賃料金適用方（参考例）②

（特殊車両割増）

9. 冷蔵・冷凍車両を使用した場合は、基準運賃×0.2により算出した金額（その他の特殊車両を使用した場合は、別途定める割増率により算出した金額）を加算します。ただし、積載した貨物に別途定める品目別割増を適用した場合には適用しません。

（休日割増）

10. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

（深夜・早朝割増）

11. 深夜・早朝割増の適用時間（午後10時から午前5時まで）に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

（品目別割増）

12. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

（特大品割増）

13. 貨物の長さ（高さを含みます。）、重量又は容積が特に大ききときは、所定の割増率を適用します。

（悪路割増）

14. 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。
悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃×○○

（冬期割増）

15. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。
冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×○○

（地区割増料）

16. 貨物の発地又は着地が、○○の区域である場合には所定の地区割増料を収受します。
ただし、貨物の発地又は着地が同一区域内又は隣接区域間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

（長期契約割引）

17. ○ヶ月以上にわたる契約（文書をもって運送契約を締結したものに限りません。）により、継続かつ反復して運送される貨物（1回の運送距離が○○キロメートルを超えるものに限りません。）については、基準運賃に対して○○%以内の割引率を適用することができます。

（往復貨物の割引）

18. 1個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送（それぞれ○○キロメートル以上の運送に限りません。）を行う場合であって、次の（1）又は（2）に該当するときには、往路及び復路の基準運賃について、それぞれ○○%以内の割引率を適用することができます。ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません。
（1）往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合
（2）往路の荷主が復路の貨物をあつせんし、その運賃料金の支払いについて連帯責任を負う場合

（待機時間料）

19. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により待機した時間（貨物の積み込み又は取卸しの時間を除きます。）が30分を超える部分については、所定の待機時間料を収受します。なお、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて計算するものとします。

3 貸切運賃料金適用方（参考例）③

（積込料、取卸料及び附帯業務料）

20. 積込み又は取卸しを引き受けた場合における積込料及び取卸料並びにその他品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検収・検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の運送に附帯する業務に係る附帯業務料については、別に定めるところにより収受します。なお、積込料又は取卸料を収受する場合において、J I S規格のパレット（荷主側の提供したものに限り。）の使用等により積込み又は取卸しに要する時間が短縮された場合には、短縮された時間について、積込料又は取卸料から減額します。

（消費税及び地方消費税の加算方法）

21. （1）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
（2）前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

（実費）

22. 有料道路利用料、フェリー利用料その他実費として生じる費用については、当該実費として生じた額を収受します。

（計算の順序）

23. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ① 使用車両及び運送距離による運賃の計算
- ② 割増率及び割引率の適用の計算
- ③ 上下それぞれ○%幅の適用計算
- ④ 5による運賃の端数処理
- ⑤ 諸料金（端数処理を含む。）の計算
- ⑥ 21による加算の計算
- ⑦ 実費の計算

（その他）

24. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

○ 運賃割増率等

1. 品目割増

項目	内訳	割増率
易 損 品	1. レントゲン機械，電子計算機等精密機器及びその部品 2. 宮，みこし，仏壇，神仏像 3. ピアノ，その他楽器類及びその部品又は付属品 4. 度量衡器及びその部品	●割以上の臨時の約束による。
危 険 品	1. 高圧ガス保安法に定める品目 2. 消防法に定める品目 3. 毒物及び劇物取締法に定める品目	●割以上の臨時の約束による。ただし特定毒物については，●割以上の臨時の約束による。
	4. 火薬類取締法に定める品目 5. 放射性物質及びこれに類するもの	●割以上の臨時の約束による。
特 殊 物 件	1. 引越荷物，生きた動物，鮮魚介類	●割
	2. 屍 体	●割
汚 わ い 品	生さなぎ，骨の類，ぼうこう，あま皮，うろこ，内臓，塵芥等の廃棄物，し尿	●割
貴重品，高価品	貨幣，証券類，貴金属その他高価品で貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物	●割以上の臨時の約束による。

2. 特大品割増

1個の長さが荷台の長さとその長さの●割を加えたもの、重量1トン又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが3.8メートル以上又は長さが12メートル以上となるもの。	●割以上の臨時の約束による。
---	----------------

3. 悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所に限る。	●割
---	----

3 貸切運賃料金適用方（参考例）④

4. 冬期割増

地域	期間	割増率
北海道	自 11月16日	●割
	至 4月15日	
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自 12月1日	●割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡		
福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡	至 3月31日	
岐阜県のうち、高山市・大野郡・下呂市・郡上市		

5. 地区割増料

地域	車種別			
	小型車	中型車	大型車	トレーラー
●●	●円	●円	●円	●円

○ 積込料及び取卸料

	上限	下限
●時間ごとに	●円	●円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受

※作業員1人あたりの料金

II. 時間制運賃料金適用方

(運賃料金計算の基本)

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合であって、荷主との契約で時間制運賃によることとした場合に適用します。

2. この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。

(キロ程及び時間の計算)

3. 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでについて行います。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに、1時間に満たない作業時間は1時間に、それぞれ切り上げて計算します。

(従業員)

4. 運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。

(距離制運賃料金適用方の準用)

5. 距離制運賃料金適用方の1（適用する運送）、2（特殊運賃との関係）、4（運賃計算の方法）、5（端数の処理）、7（割増率及び割引率が重複する場合の計算）、9から15まで（特殊車両割増、休日割増、深夜・早朝割増、品目別割増、特大品割増、悪路割増、冬期割増）、20から24まで（積込料、取卸料及び附帯業務料、消費税及び地方消費税の加算方法、実費、計算の順序、その他）は、時間制運賃料金を適用する場合に準用します。

IV 標準的な運賃の活用に係る手続

- | | |
|---------------------|---------|
| 1 「標準的な運賃」活用するための手続 | ………… 50 |
| 2 運賃料金変更届出書の作成 | ………… 52 |

標準的な運賃を活用する場合の届出の書類

○「標準的な運賃」を変更せずに活用する場合、以下の2つの書類を作成し、地方運輸支局に提出します。

① 運賃料金変更届出書 (p.53、54-55)
・運賃料金変更届は標準的な運賃に設定するための書面

② 運賃料金適用方 (p.40-47)
・標準的な運賃を活用するに際しての具体的な適用ルールで、運賃料金適用方のひな形を参考に作成してください。

作成の留意点

○ 運賃料金変更届出書のひな形を参考に作成します。

○ 運賃料金適用方について、2つの手法があります。
① 巻末附属資料 (p.98~103) を参考に作成
② 自社独自の数字を設定し作成

地方運輸支局へ提出 (届出)

荷主に対する申入れ、交渉の展開

2 運賃料金変更届出書の作成①

運行実態等を踏まえて、原価及び利潤を計算した上で、
実際に適用する運賃及び料金を設定

<国土交通省 通達>

○標準的な運賃は、運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を
運営する際の参考となる運賃を示すものである。

○運送事業者が標準的な運賃を活用するにあたり、

①上記の原価及び利潤の考え方を参考とする



②自らの運行実態等を踏まえて事業に係る原価及び利潤を計算し
た上で、実際に適用する運賃及び料金を設定する



③運賃及び料金の種類、額並びに適用方法等について所定の届出
を行う必要がある

○原価の計算については、「原価計算要領について（平成6年自
貨第12号）」も参考にされたい。

標準的な運賃を自社の運賃として設定する場合の手続

<国土交通省 通達>

○標準的な運賃を自社の運賃として設定する場合、運賃と料金と
を区分して収受する旨が定められた運送約款として、独自に認
可を受けた約款又は標準貨物自動車運送約款（平成2年運輸省
告示第575号。平成31年3月8日最終改正）を使用する。

様式1

事業者番号

令和 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名
電 話 番 号

④

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり設定（変更）したので、
貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の規定に基づき届出いたします。

記

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
住 所
氏名又は名称
代表者の氏名
- 事業の種類
一般貨物自動車運送事業
- 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域
全国
- 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
種 類 貸切運賃 燃料サーチャージ（別添1のとおり）
新）運賃及び 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和2年国土
料金の額 交通省告示第575号）のとおり
（適用）北海道 東北 関東 北陸信越 中部
近畿 中国 四国 九州 沖縄
適用方法 別添2のとおり
- 旧）H2運賃 H6公示運賃 H9公示運賃 H11公示運賃
その他（別添3のとおり）
- 実施日
令和 年 月 日より実施

2 運賃料金変更届出書の作成②

運賃料金変更届出書 作成のポイント

○運賃料金変更届出書

- 届出する「書面のひな型」については、以下よりダウンロードしてください。
- キーワードを2つ入力して検索します。

全日本トラック協会 標準的な運賃

Q 検索

http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/hataarakikata/kaisei_jigyoho_202008.html

QR
コード



○標準的な運賃を適用する場合の添付書類

- ①新・運賃料金適用方法
- ②旧運賃等が公示運賃以外のその他の場合、旧運賃表と旧適用方法

変更した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域について、記載します。
全国で適用する場合には、「全国」と記載します。

新たに適用する適用方法を添付します。

設定又は変更開始した「年月日」を記載します。

参考例

様式 1

〇〇運輸局長 殿

事業者番号

令和 年 月 日

住所
氏名又は名称
代表者の氏名
電話番号

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり設定（変更）したので、
貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の規定に基づき届出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住所
氏名又は名称
代表者の氏名

2. 事業の種別

一般貨物自動車運送事業

3. 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

全国

4. 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種類

貸切運賃 燃料サーチャージ（別添1のとおり）

新）運賃及び
料金の額

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和2年国土
交通省告示第575号）のとおり
（適用）北海道 東北 関東 北陸信越 中部
近畿 中国 四国 九州 沖縄

適用方法

別添2のとおり

旧）

H2運賃 H6公示運賃 H9公示運賃 H11公示運賃
その他（別添3のとおり）

5. 実施日

令和 年 月 日より実施

国土交通省から割り振られた「事業者番号」を記載します。
なお、事業者番号がわからない場合には、届出書を提出する際、運輸支局に確認してください。

提出する日付を記入します。

住所、氏名又は名称、代表者名、電話番号を記載します。

住所、氏名又は名称、代表者名を記載します。

「事業の種別」を記載します。

設定又は変更する種類に「✓」を記載します。

標準的な運賃を使用する場合、適用する地域に「✓」を、全国の場合、全ての地域に「✓」を記載します。

変更前の適用していた運賃に「✓」を記載します。公示運賃以外の場合は、その他（別添3のとおり）に「✓」を記載し、変更前の運賃表並びに適用方法を添付します。

V 運賃料金適用方の解説

1	逐条解説：運賃料金適用方	………… 58
2	標準的な運賃適用の留意点	………… 82
3	標準的な運賃の基本計算例	………… 84

1 逐条解説：運賃料金適用方①

I. 距離制運賃料金の算出

(適用する運送)

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合に適用します。

(特殊運賃との関係)

2. この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を届け出た場合には適用しません。

(運賃料金計算の基本)

3. (1) 運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。
(2) 車両が2両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは2両以上の車両を1車として計算します。ただし、荷主が異なるとき又は発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を1車として計算します。
(3) 継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両にかかわらず、当該基準車両による運賃を適用することができます。

(運賃計算の方法)

4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量(以下「標記トン数」といいます。)及び運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額(以下「基準運賃」といいます。)の上下それぞれ【○○%①】の範囲内で計算します。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに切り上げて計算します。
(2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ【○○%①】の範囲内で計算します。

(端数の処理)

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。
(1) 計算した金額が【○○円未満①】のときは、【○○円②】未満の端数は【△△円③】に切り上げます。
(2) 計算した金額が【○○円①】を超えるときは、【△△円②】未満の端数は【△△円③】に、【△△円④】を超え、【□□円⑤】未満の端数は【□□円⑥】に切り上げます。

<ポイント>

- 一般貨物自動車運送事業において、車両を貸し切りして運送することを前提とする運賃で、**距離制による運賃と時間制による運賃の2種類**があります。【参照：p.31～35】
- 運行形態、契約形態、附帯作業、経済合理性など、個々の実態を踏まえ、上記2種類の運賃から**選択**します。

<ポイント>

- 標準的な運賃とは別に、特殊運賃を届出している場合、この運賃料金適用方を適用しません。(特殊運賃と運賃料金適用方の対象となる運賃は、異なる位置づけです)
- 特殊運賃**とは、特殊な貨物(航空貨物・海上コンテナ・郵便物・鋼材・馬匹・霊柩等)の運送に係る運賃料金、または特殊車両(タンク車・ダンプ車・塵芥車・ポールトレーラ等)を使用する運送に係る運賃料金です。

<ポイント>

- 「**発地から着地まで**」を1回の輸送として計算し、復路も輸送する場合、2回の輸送として計算します。
- 複数箇所での積込み・取卸しがある場合**、最初の積込場所から最終の取卸場所までが1回の輸送として、計算します。

<ポイント>

- 上下の幅運賃を算出する目的**：季節変動による貨物量の増減、荷姿の相違による積載率の増減など、運送条件の相違により、運送効率に影響があり運送原価が増減する場合、また、この適用方ない割引・割増を適用する場合など、上下の運賃幅を設定することで、弾力的な運用ができます。
- 上下幅の比率設定**：上記原価の増減を吸収できる範囲の比率を設定します。【参考】①10%

<ポイント>

- 端数処理**：運賃と料金はそれぞれ別々に算出、運賃と料金を分けてそれぞれ「切り上げ」による端数処理をします。(運賃と料金の合計額に対する端数処理ではありません)
- 計算**：運賃と料金について、それぞれ算出した合計値に対して端数を処理します。
- 切り上げ処理基準**：運賃料金適用方(参考例)には、端数処理の基準となる数値が設定されていないため、切り上げ処理のための基準数値を設定します。

【参考】(1) ①10,000円、②100円、③100円

(2) ①10,000円、②500円、③500円、④500円、⑤1,000円、⑥1,000円

1 逐条解説：運賃料金適用方②

(キロ程の計算)

6. 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(割増率及び割引率の重複する場合の計算)

7. 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

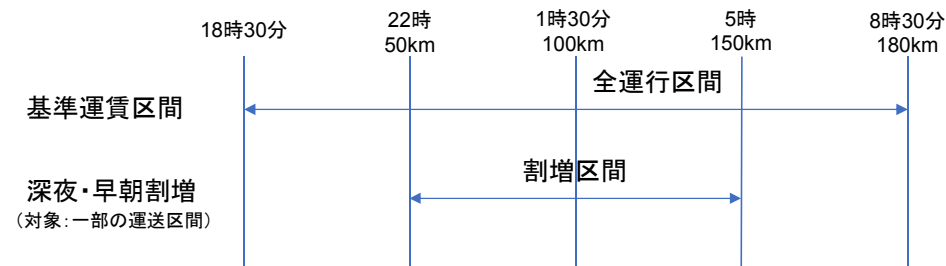
<ポイント>

- ・ **キロ程**：A地点からB地点までの経路上の距離。
 - ・ **実車キロ程**：発地から着地までの「貨物を運送する距離（運送距離）」。
 - ・ **適用の留意点**：
 - ✓ 車庫等から積込場所までのキロ程：基準運賃には、車庫等から積込場所までのキロ程は除外されていますが、当事者の取り決めにより当該費用を実費として収受します。
 - ✓ 複数箇所における積み込み、取卸しを実施する場合：最初の積込場所を起点、最終の取卸場所を終点とし、実車キロ程を求めます。
 - ✓ フェリー等の船舶を利用した運送区間がある場合：航路の海上キロは実車キロ程に含めず、航路の前後の実車キロ程を通算して算出します。
- ▶ **参考**：キロ程ごとに平均速度を設定し、所要時間と時間コストを算出し、連続運転時間に係る休憩時間（改善基準告示）は含まれ、休息期間、労働基準法上の休憩時間は除外されています。中長距離帯ではキロ程の9割以上で、高速道路利用が前提となる平均速度が設定されています。

【参照:p. 33】

<ポイント>

- ・ 次の基本計算式により算出します。
 - 全運送区間**：基準運賃×（1＋割増率－割引率）
 - 一部の運送区間：一部の運送区間の基準運賃×（1＋割増率）
- ・ **適用**：適用対象は、①全運送区間、②一部の運送区間を対象とし、以下のように分けて算出します。
 - ① 「**全運送区間**」に対応する基準運賃に対して、割増・割引を適用。
 - ✓ 特殊車両割増、品目別割増、特大品割増、往復割引、長期契約割引
 - ② 適用対象となる「**一部の運送区間**」に対応する基準運賃に対して、割増を適用。
 - ✓ 休日割増、深夜・早朝割増、悪路割増、冬期割増、地区割増



1 逐条解説：運賃料金適用方③

(個建契約運賃)

8. 長期にわたって計画的かつ大量に出荷される次の(1)の各号に該当する貨物の運送契約(文書をもって運送契約を締結したものに限り、)をする場合には、運送区間ごとに(2)の式により算出した1個当りの運賃を適用することができます。

ただし、1回の出荷量が基準車両の積載可能個数の【○○%①】以上ある場合に限り、なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

(1) ①単一品目であること

②荷姿が一定していること

③1個の重量又は容積が一定していること

(2) {基準車両(運賃計算の対象となる車両)のトン数による基準運賃}

÷{(当該貨物の基準車両積載可能個数) × 【△△%②】}

<ポイント>

- ・ **個建契約運賃**：大口の荷主が荷姿等が定型的な製品を長期にわたり毎回一定量以上計画的に出荷する場合、貨物1個当たりの運賃を定め、契約する運賃です。
- ・ 長期契約割引が適用される場合、「最低水準の積載率」は適用しません。

① **最低積載率の設定**：低積載率による運送では、原価を回収できないため、個建契約運賃が適用される場合の最低積載率を設定します。【参考】① 60%

② **個建契約運賃を算出するための積載率の設定**：1個当たりの運賃を算出するための平均積載率を設定します。複数の取引先で個建運賃がある場合には、平均値ないしは最低水準の積載率を記載します。【参考】② 70%

【参照：p. 112】

1 逐条解説：運賃料金適用方④

(特殊車両割増)

9. 冷蔵・冷凍車両を使用した場合は、基準運賃×0.2により算出した金額（その他の特殊車両を使用した場合は、別途定める割増率により算出した金額）を加算します。ただし、積載した貨物に別途定める品目別割増を適用した場合には適用しません。

(休日割増)

10. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(深夜・早朝割増)

11. 深夜・早朝割増の適用時間（午後10時から午前5時まで）に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

<ポイント>

- ・**特殊車両割増の趣旨**：特殊車両（冷蔵・冷凍車両）は、バン型車と比較して車両価格及び燃料コストが割高であることなど、当該コストアップ分を収受するために、割増率を適用して算出した金額を加算します。なお、特殊車両割増は冷蔵・冷凍車両に限定されていますが、当事者の取り決めにより、冷蔵・冷凍車両以外の車両にも適用可能です。
- ・**割増率の設定**：運賃料金適用方は一般的な「ドライ・バン型」車を対象としているため、同様の構造の冷蔵・冷凍車を使用する場合、原価調査の結果に基づき割増率（2割）が設定されています。
- ・**適用**：全ての運送距離に対応する基準運賃に対して適用。
特殊車両割増と品目別割増(適用方13)の両方が適用可能な場合、いずれか1つを適用します。【参照：p. 34】

<ポイント>

- ・**休日割増の趣旨**：トラックドライバー等の休日労働によるトラックドライバー等の割増賃金等が発生することから、当該コストアップ分を収受するために、割増率を適用して算出した金額を加算します。
- ・**割増率の設定**：運賃料金適用方には、休日割増として、人件費の法定割増率を基礎に割増率（2割）が設定されています。
- ・**祝祭日**：国民の祝祭日に関する法律に定められた休日で、土曜日は休日扱いにはなりません。
- ・**適用**：日曜祝祭日の0時から24時までの間に運送した距離に対応する基準運賃に休日割増率を乗じて算出します。
- ・**重複適用**：例えば、土曜日22時から日曜日午前5時までの時間帯の運送距離に対する基準運賃については、休日割増及び深夜早朝割増の2つの割増を適用します。【参照：p. 34】

<ポイント>

- ・**深夜・早朝割増の趣旨**：「午後10時から午前5時までの労働時間」については、トラックドライバーの割増賃金が発生することから、当該コストアップ分を収受するために、割増率を適用して算出した金額を加算します。
- ・**割増率の設定**：運賃料金適用方には、深夜・早朝割増として、人件費の法定割増率を基礎に割増率（2割）が設定されています。
- ・**適用**：深夜・早朝割増適用時間帯に運送した運送距離に限定して適用します。例えば、午後8時から午前3時の間に運送。実車キロ程400kmに対して、深夜・早朝割引適用時間に運送した運送距離350kmの場合 → 350kmに対応する基準運賃×0.2=割増料 【参照：p. 34】

1 逐条解説：運賃料金適用方⑤

(品目別割増)

12. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

(特大品割増)

13. 貨物の長さ(高さを含みます。)、重量又は容積が特に大きなきは、所定の割増率を適用します。

(悪路割増)

14. 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃 × **【割増率】**

<ポイント>

- ・ **品目別割増の趣旨**：トラックドライバーの心理的、身体的負担の増加に対する手当支給、国家資格を有するトラックドライバーによる対応、リスク負担など、当該コストアップ分を収受するために、割増率を適用して算出した金額を加算します。
- ・ 品目割増の対象となる品目は、易損品、危険品、特殊物件、汚わい品、貴重品・高価品があげられます。
- ・ **割増率の設定**：運賃料金適用方には、割増率が設定されていないため、トラックドライバー等の心理的、身体的負担、保険費用等のコスト増加、リスク負担等、対象貨物の特性による格差に即して、割増率を設定します。【参照：p. 103】
- ・ **適用**：全ての運送距離に対応する基準運賃に対して適用。なお、品目別割増と特殊車両割増(適用方10)の両方が適用可能な場合、重複適用せず、いずれか1つを適用します。

<ポイント>

- ・ **特大品割増の趣旨**：特大品を運送する場合、通常の運送と異なり、平均速度の低下による所要時間の増加、燃費の悪化、誘導車のコスト、リスク負担、法令に基づく許可申請を要するなど、当該コストアップ分を収受するために、割増率を適用して算出した金額を加算します。【参照：p. 45】
- ・ **特大品**：特大品とは、長さ、重量、容積など、一定以上の水準を超過するもので、具体的な基準を運賃料金適用方に記載します。
- ・ **割増率の設定**：運賃料金適用方には、割増率が設定されていないため、トラックドライバー等の心理的、身体的負担、保険費用等のコスト増加、各種リスクは対象貨物の特性により格差を踏まえ、割増率を設定します。【参照：p. 103】
- ・ **適用**：貨物1個の重量、容積、長さ、高さのうち、1つ以上該当すれば、全ての運送距離に対応する基準運賃に対して適用します。

<ポイント>

- ・ **悪路割増の趣旨**：悪路での平均速度低下による拘束時間の長時間化及び燃費の悪化による燃料費増加等によるコストアップ、リスク負担などがあることから、当該コストアップ分を収受するために、割増率を適用して算出した金額を加算します。
- ・ **割増率の設定**：運賃料金適用方には、割増率が設定されていないため、運送実態、原価等を踏まえ、運賃料金適用方に割増率を設定します。【参照：p. 103】
- ・ **悪路**とは、「道路法による道路」及び「その他一般交通の用に供する道路等」以外の場所で、土木・建築工事の用地・敷地内、木材の伐採搬出などのために仮に設けられた作業道のような場所等があげられます。一方、「道路法による道路」であっても、円滑な通行が困難な災害・事故等の現場周辺の道路等を悪路の条件に含めることができます。
- ・ **適用**：実車キロ程のうち、悪路区間の運送距離に対応する基準運賃に対して、割増を適用します。

(【参考】に示す数字の出所：「貸切運賃料金適用方」国土交通省、平成11年3月26日)

1 逐条解説：運賃料金適用方⑥

(冬期割増)

15. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×【割増率】

<ポイント>

- ・ **冬期割増の趣旨**：積雪寒冷特別地域※においては、運行効率の低下、チェーン、スタッドレスタイヤ、不凍液等の使用、錆止め処理費等の費用（広範囲の寒冷地特有の諸経費）など、当該コストアップ分を収受するために、割増率を適用して算出した金額を加算します。
- ・ **割増率の設定**：運賃料金適用方には、割増率が設定されていないため、運送実態、原価等を踏まえ、運賃料金適用方に割増率を設定します。【参照：p. 103】
- ・ **適用**：実車キロ程のうち、冬期割増区間を運送した距離に対応する基準運賃を求め、割増率を乗じて適用します。
※積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（雪寒法）

(地区割増料)

16. 貨物の発地又は着地が、【○○】の区域である場合には所定の地区割増料を収受します。

ただし、貨物の発地又は着地が同一区域内又は隣接区域間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

<ポイント>

- ・ **地区割増の趣旨**：特定地区においては、都市部での渋滞、東京オリンピック、要人来日等による交通規制、通勤時間による渋滞などにより、特定地区での運行は他地域と比較して、平均速度の低下による拘束時間の長時間化、燃費効率の悪化等が発生することから、当該コストアップ分を収受するために、割増額を適用して算出した金額を収受します。
- ・ **指定区域及び割増額の設定**：運賃料金適用方には、割増額が設定されていないため、運送実態、原価等に即して、運賃料金適用方に割増額を設定します。地区割増は、大都市だけでなく、地域の実態に即して設定できます。【参照：p. 103】
- ・ **適用**：発地・着地が同一区域内、もしくは隣接区域間の場合は、発地・着地のいずれか一方についてのみ適用します。なお、指定区域を通過した場合には、適用しません。

(長期契約割引)

17. 【○ヶ月①】以上にわたる契約（文書をもって運送契約を締結したものに限り、）により、継続かつ反復して運送される貨物（1回の運送距離が【△△キロメートル②】を超えるものに限ります。）については、基準運賃に対して【□□%③】以内の割引率を適用することができます。

<ポイント>

- ・ **長期契約割引の趣旨**：長期契約により、長期的な車両配置を踏まえた運行計画が立案することができ、運送効率を向上させ、原価を低減することが可能となることから、当該コストの低減分について割引率を適用して算出した金額を減額します。
- ・ **長期契約割引の適用条件**：
 - ✓ ① 契約月数：適用最低ラインとなる最低月数を設定【参考】① 3ヶ月
 - ✓ ② 運送距離：適用最低ラインとなる運送距離を設定【参考】② 200km
 - ✓ ③ 割引率：運賃料金適用方に割増率が設定されていないため、運送実態、原価等を踏まえ、割引率を設定【参考】③ 15%
- ・ **適用**：「全運送区間」に対応する基準運賃に対して、割引を適用します。

1 逐条解説：運賃料金適用方⑦

(往復貨物の割引)

18. 1個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送（それぞれ【〇〇キロメートル①】以上の運送に限ります。）を行う場合であって、次の（1）又は（2）に該当するときには、往路及び復路の基準運賃について、それぞれ【△△%②】以内の割引率を適用することができます。ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

(1) 往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合

(2) 往路の荷主が復路の貨物をあっせんし、その運賃料金の支払いについて連帯責任を負う場合

(待機時間料)

19. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により待機した時間（貨物の積み込み又は取卸しの時間を除きます。）が30分を超える部分については、所定の待機時間料を収受します。なお、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて計算するものとします。

(積込料、取卸料及び附帯業務料)

20. 積み込み又は取卸しを引き受けた場合における積込料及び取卸料並びにその他品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検収・検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の運送に附帯する業務に係る附帯業務料については、別に定めるところにより収受します。なお、積込料又は取卸料を収受する場合において、J I S規格のパレット（荷主側の提供したものに限り。）の使用等により積み込み又は取卸しに要する時間が短縮された場合には、短縮された時間について、積込料又は取卸料から減額します。

<ポイント>

- ・ **往復貨物割引の趣旨**：往復貨物を運送する場合、往路区間及び復路区間ともに運送コストが低減されることから、当該コストの低減分について割引率を適用して算出した金額を減額します。
- ・ **往復貨物割引の適用条件**：
 - ✓ ① 運送距離：適用最低ラインとなる片道の運送距離を設定【参考】①100km
 - ✓ ② 割引率：運賃料金適用方に割増率が設定されていないため、運送実態、原価等を踏まえ、割引率を設定【参考】②20%
- ・ **適用**：「全運送区間」に対応する基準運賃に対して、割引を適用します。なお、長期契約割引が適用される場合、往復貨物割引を適用しません。

<ポイント>

- ・ **待機時間料の趣旨**：荷主との間で定められた場所及び時間に車両が到着してから、荷主側の責により30分を超えて待機した場合において、時間コストが増加することから、当該コストを収受するために、待機時間に応じた料金を加算します。【参照：p. 29、32、34】
- ・ **待機時間料の計算**：距離制運賃を適用する場合、「IV 待機時間料」【参照：p. 27】における30分当たりの単価により待機時間料を算出します。
- ・ **適用**：待機時間は30分を超える待機時間に対して適用し、30分経過するごとに加算します。
計算式 { (待機時間-30分) <切上げ処理※> ÷ 30 } × 30分当たり待機時間料
※30分以内は30分に、30分を超える場合は60分に切り上げします。
- ・ **渋滞等による長時間化への対応**：予期せぬ渋滞等により運行が長期化し、追加的に人件費等の費用が生じるような場合、原則、待機時間料の対象とならないが、荷主との合意を前提に、待機時間料に準じて追加的に料金を収受します。

<ポイント>

- ・ **積込料、取卸料及び附帯業務料の趣旨**：標準的な運賃は、運送の役務に係る原価に即して計算されているため、運送以外の役務として別途積み込み、取卸しその他荷造り、仕分け、検収・検品等の附帯業務を行った場合、別途作業等に係る料金を収受します。【参照：p. 35】
- ・ **内容**：
 - ✓ 積込料：積み込み作業に対する料金（時間コスト+作業代金）
 - ✓ 取卸料：取卸し作業に対する料金（時間コスト+作業代金）
 - ✓ 附帯業務料：品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検収・検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の運送に附帯する業務に係る料金（時間コスト+作業代金）
- ・ **料金の設定**：運賃料金適用方には、単価が設定されていないため、運送実態、原価等を踏まえ、1回当たりの単価を設定します。標準運送約款の改正に伴い、届出している場合には当該料金を適用します。なお、今回の届出にあわせて、過去に届出した料金単価を変更できます。

1 逐条解説：運賃料金適用方⑧

(消費税及び地方消費税の加算方法)

21. (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
(2) 前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

(実費)

22. 有料道路利用料、フェリー利用料その他実費として生じる費用については、当該実費として生じた額を収受します。

<ポイント>

- ・ **消費税及び地方消費税の計算対象**：①運賃と料金の合計額、②実費について、それぞれ分けて消費税率を乗じて算出します。(令和2年7月時点の消費税及び地方消費税の税率は10%)
- ・ 標準的な運賃の基準運賃には、消費税及び地方消費税が課税されていません。

<ポイント>

- ・ **実費の収受**：高速道路利用料、フェリー利用料、駐車場利用料金、その他当事者が取り決めた実費等については、運賃料金とは別に収受します。
- ・ **高速道路利用料等**：高速道路利用料は、基本利用料金、ETC2.0割引適用後料金等、複数種類がありますが、当事者で取り決めた料金を収受します。
- ・ **フェリー利用料等**：
運送区間中にフェリーを利用して運送する場合、次の式により算出した金額を収受します。
 - ◆ **有人航送** ① フェリー料金等(助手に係る旅客運賃を含む)
② 航送所要時間×1時間当たり固定費 → (①+②)×2(往復)
 - ◆ **無人航送** ① フェリー料金等
② 航送所要時間×1時間当たり単価(シャーシ固定費等)→ (①+②)×2(往復)
 - ✓ **1時間当たり単価**：有人航送時にはトラックドライバー等の人件費を含む
無人航送時にはトラックドライバー等の人件費を含まない
- ・ **旅費**：宿泊を伴う長距離運行が恒常的に発生する場合など、旅費が発生する場合には、これを超える部分を実費として収受します。【参照：p. 35】
- ・ **燃料サーチャージ**：告示Ⅶに規定する燃料サーチャージは、軽油単価100円が基準価格として設定されています。通達には、車両燃費が設定されていないため、車種ごとに設定します。
【参照：p. 35、37-38】
- ・ **消費税**：実費の消費税及び地方消費税は、実費に限定して算出します。

1 逐条解説：運賃料金適用方⑨

(計算の順序)

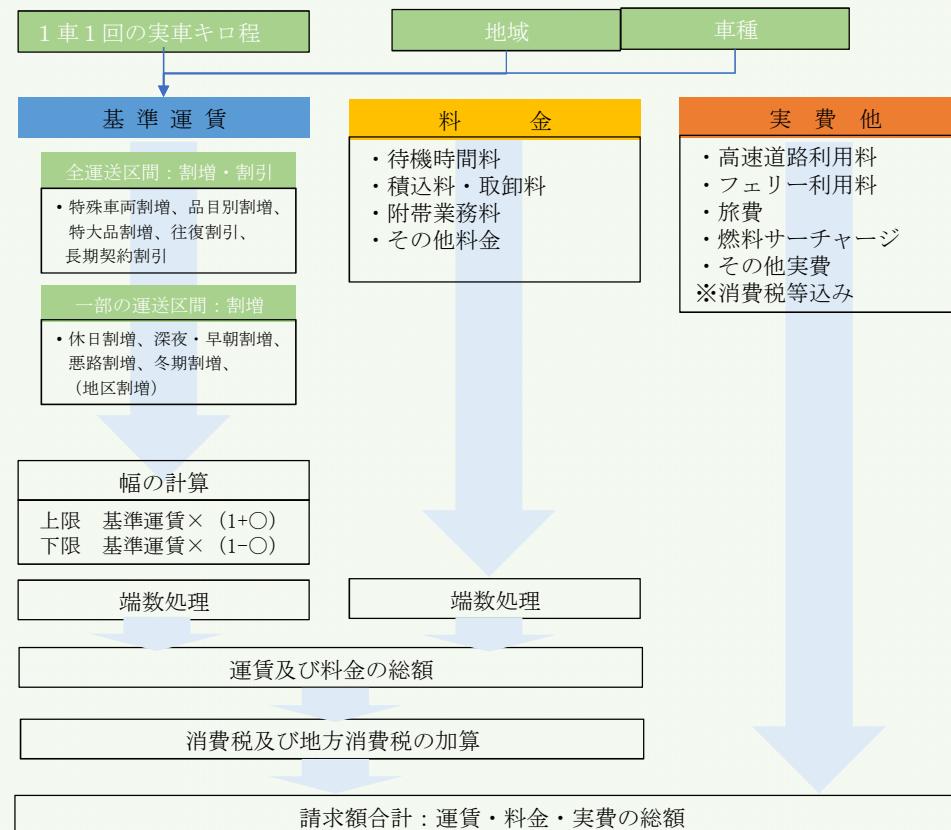
23. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ① 使用車両及び運送距離による運賃の計算
- ② 割増率及び割引率の適用の計算
- ③ 上下それぞれ【○%①】幅の適用計算
- ④ 5による運賃の端数処理
- ⑤ 諸料金（端数処理を含む。）の計算
- ⑥ 21による加算の計算
- ⑦ 実費の計算

<ポイント>

- ・上下幅のパーセンテージの設定：
適用方4に記載した上下幅の数値を記載します。【参考】①10%

距離制運賃料金の算出プロセス



(その他)

24. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

<ポイント>

- ・趣旨：運賃料金適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間により取り決めし、取引条件を明確にします。【参照：p. 35】
- ・対応：
 - ① 運賃料金適用方に定めのない事項：当事者間の取り決めした事項について、覚書等により契約書面を作成します。
 - ② 運賃料金適用方に定めた事項：適用条件を変更する場合、当事者間の協議を踏まえ、覚書等により契約書面を作成します。（運賃料金適用方の適用条件について、当事者の取り決めにより変更可能です）

1 逐条解説：運賃料金適用方⑩

II. 時間制運賃料金適用方

(運賃料金計算の基本)

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合であって、荷主との契約で時間制運賃によることとした場合に適用します。

2. この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。

(キロ程及び時間の計算)

3. 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでについて行います。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに、1時間に満たない作業時間は1時間に、それぞれ切り上げて計算します。

<ポイント>

- ・**時間制運賃を適用する主な事例**は、以下のとおりです。
 - ◆ ミルクラン輸送など、発地から、再び発地に戻る運送形態
 - ◆ 複数回のラウンド輸送
 - ◆ 往復運送で、距離制運賃と比較して、割安な運賃料金となる
 - ◆ 実車キロ程、積載量、拘束時間等について、発注時に確定することが困難
 - ◆ 走行距離は短いですが、以下の理由により拘束時間が長時間化し、距離制運賃を適用すると、原価の回収が困難と見込まれる

- <例示>
- ✓ 積み込み・取卸し作業、附帯業務等により拘束時間が長時間化
 - ✓ 複数箇所の積み込み・取卸し作業を繰り返し、拘束時間が長時間化
 - ✓ 待機時間が長時間化
 - ✓ 交通渋滞等により運行効率が著しく低下し、拘束時間が長時間化

<ポイント>

- ・**時間制運賃の適用**：使用車両、地域、基礎作業時間（8時間制又は4時間制の別）から基準運賃を選択します。【参照：p. 32、34】

<ポイント>

- ・**走行キロ**：荷主の指定場所に到着後、車庫等に帰着するまでの走行距離で、地域・車種・基礎作業時間により上限となる走行キロが定められています。（距離制運賃における「キロ程」と異なります）（参考p. 34）
- ・**作業時間**：荷主の指定場所に到着後、車庫等に帰着するまでの所要時間で、作業時間には積み込み・取卸しに要する時間、附帯業務時間、待機時間、運行時間、連続運転に係る休憩時間（改善基準告示）等が含まれます。（・休息期間、労働基準法上の休憩時間は除外、作業代金も除外されています）
- ・**車庫等から指定場所までの走行キロ及び所要時間**：当該区間の走行キロ、所要時間は除外されていますが、当事者の取り決めにより収受が可能です。
- ・**基礎作業時間を超えた場合の加算**：加算時間の単位は1時間を増すごと、基礎走行キロを超えた場合、10キロメートルを増すごとに加算し、端数は切り上げ処理します。【参照：p. 32】
- ・**留意点**：
 - ✓ **午前から午後にわたる場合**：4時間制を適用した場合、正午から起算した時間により加算額を計算し、収受します。【参照：p. 34】
 - ✓ **2日以上の場合**：1日毎の基礎作業時間に対応する基準運賃が適用され、日毎に加算額（時間・走行キロ）を計算し、収受します。
 - ✓ **附帯業務料金**：「作業時間＋作業代金」により構成され、「作業時間」は含まれていますが、「作業代金」は含まれていないため、別途収受します。【参照：p. 35】
 - ✓ **待機時間料**：原則として、基礎作業時間に係る基礎額及び基礎作業時間を超えた場合の加算額において収受します。【参照：p. 34】

1 逐条解説：運賃料金適用方⑪

(従業員)

4 運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。

(距離制運賃料金適用方の準用)

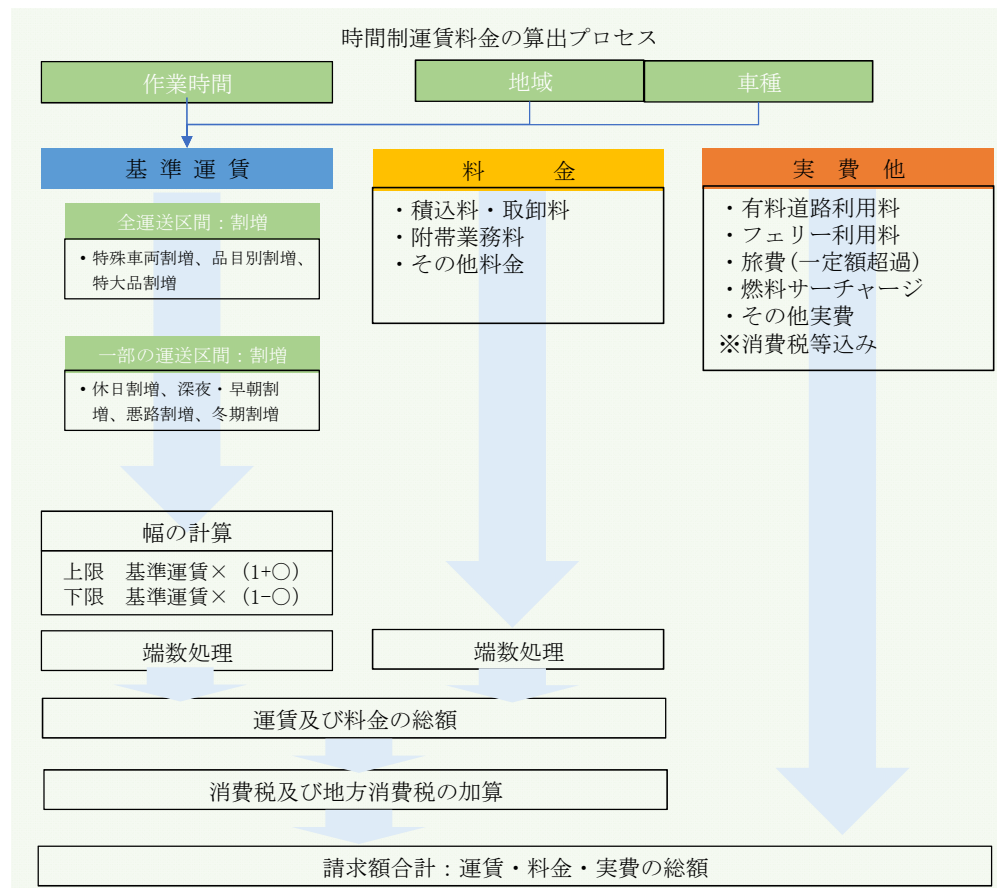
5. 距離制運賃料金適用方の1 (適用する運送)、2 (特殊運賃との関係)、4 (運賃計算の方法)、5 (端数の処理)、7 (割増率及び割引率が重複する場合の計算)、9 から15 まで (特殊車両割増、休日割増、深夜・早朝割増、品目別割増、特大品割増、悪路割増、冬期割増)、20から24まで (積込料、取卸料及び附帯業務料、消費税及び地方消費税の加算方法、実費、計算の順序、その他) は、時間制運賃料金を適用する場合に準用します。

<ポイント>

- ・適用：時間制運賃を適用する場合、運送及び作業に関与するトラックドライバーは1名であり、2名以上で従事する場合、追加作業員に関する費用は実費として収受します。

<ポイント>

- ・趣旨：時間制運賃の適用に際して、距離制運賃の準用事項を明らかにしています。
- ・時間制運賃料金にない事項：距離制運賃料金と比較すると、待機時間料は設定されず、地区割増、往復割引、長期契約割引は適用されません。



(ご参考) 割増率等 (平成11年)

1 品目別割増

項目	内訳	割増率
易損品	1. レントゲン機械、電子計算機等精密機器及びその部品 2. 宮、みこし、仏壇、神仏像 3. ピアノ、その他楽器類及びその部品又は付属品 4. 度量衡器及びその部品	3割以上の臨時の約束による。
危険品	1. 高压ガス取締法に定める品目 2. 消防法に定める品目 3. 毒物及び劇物取締法に定める品目	2割以上の臨時の約束による。ただし特定毒物については、5割以上の臨時の約束による。
	4. 火薬類取締法に定める品目 5. 放射性物質及びこれに類するもの	10割以上の臨時の約束による。
特殊物件	1. 引越荷物、生きた動物、鮮魚介類	2割
	2. 屍体	5割
汚い品	生さなぎ、骨の類、ぼうこう、あま皮、うろこ、内臓、塵芥等の廃棄物、し尿	4割
貴重品 高価品	貨幣、証券類、貴金属その他高価品で標準貨物自動車運送約款第9条第1項に掲げる貨物	5割以上の臨時の約束による。

2 特大品割増

1個の長さが荷台の長さとその長さの1割を加えたもの、重量1トン又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが3.8メートル以上又は長さが12メートル以上となるもの。	3割以上の臨時の約束による。
---	----------------

※「〇割以上の臨時の約束による」における「〇%」は最低ラインであり、各種条件を踏まえ、協議に基づき、それ以上の割増率を設定することができます。

4 地区割増

局別	1トン車まで		2トン車まで		3トン車まで		4トン車まで		5トン車まで		6トン車まで	
	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限
東京都特別区、大阪市	870	790	980	890	980	890	1,040	950	1,140	1,040	1,240	1,130
札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、船橋市、川崎市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市	570	520	570	520	570	520	680	620	680	620	780	710

3 悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所に限る。	3割
---	----

4 冬期割増

期間	地域	割増率
自 11月16日 至 4月15日	北海道	2割
自 12月 1日 至 3月31日	青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	2割
	岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・大野郡・下呂市・郡上市	

8トン車まで		10トン車まで		12トン車まで		14トン車まで		14トン車を超え20トンを増す車種までごとに	
上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限
1,330	1,210	1,450	1,320	1,530	1,390	1,680	1,530	150	140
870	790	870	790	980	890	1,090	990	110	100

(出所：国土交通省、平成11年3月26日)

2 標準的な運賃適用の留意点

1. 標準的な運賃の特性を踏まえた留意点

元請事業者の管理料を含みません

- 標準的な運賃は、実運送事業者の原価を基礎に設計されているため、元請事業者の管理費用については、標準的な運賃を基礎に、管理費として割増率を乗じるか、一定額を加算することにより、算出します。
- 標準的な運賃に対して、管理料名目により割増する場合には、当事者間で取り決めます。

【参照：p. 29】

車庫等から荷主指定場所までの時間費用及び走行費用を含みません

- 標準的な運賃には、車庫等から荷主の指定場所までの移動時間、走行に係る原価が含まれていません。
- 別途当事者同士の取り決めにより、上記原価を回収するために、①実費として收受、②実車キロ程に加算するなどの方法により、別途收受することができます。

【参照：p. 33】

距離制運賃には積込料・取卸料、附帯業務料を含みません

- トラックドライバーが当該作業を実施する場合、「時間費用+作業代金」を收受します。荷主が当該作業を実施する場合でも、トラックドライバーが立ち会う時間が一定以上発生する場合には、「時間費用」を收受します。
- 「1時間当たり待機時間料」はトラックドライバーの時間外給与等により算出され、車両費用等の固定費が除外されていることから、各種作業料の算出には「1時間当たり待機時間料」を適用すると、必要な原価を回収できない場合があります。

【参照：p. 29】

時間制運賃では「IV待機時間料」を使用しません

- 時間制運賃においては、待機時間料は基礎作業時間に係る基礎額及び基礎作業時間を超えた場合の加算額により收受することから、「IV 待機時間料」（参考 p. 27）の単価を適用しません。

【参照：p. 34】

中長距離帯の距離制運賃は往復とも高速利用が前提です

- 距離制運賃は、高速道路の利用を前提とした平均速度により、所要時間（拘束時間）の計算がされています。そのため、往復で高速道路利用ができない場合には、標準的な運賃の算出前提となる所要時間を超過し、必要な原価分を收受できません。
- 標準的な運賃の適用にあたり、往復ともに高速道路を利用せずに一般道を利用する場合、基準運賃に割増加算しないと原価を回収できません。

2. 適用に際しての留意点

使用車両の最大積載量を踏まえた適用

- 荷主から要請があった場合、使用車両の最大積載量を踏まえ、基準運賃の上限、下限（幅運賃）の範囲で割引・割増を適用する場合があります。

フェリー利用での適用

- フェリーを利用した運送区間がある場合、航路の海上キロは実車キロ程に含めません。
- フェリー利用の適用では、①航路の前後の実車キロ程を通算し、対応する基準運賃を求める場合、②フェリー乗船前の実車キロ程に対応する基準運賃とフェリー下船後の実車キロ程に対応する基準運賃を求める場合があります。

【参照：p. 35】

3 標準的な運賃の基本計算例

距離制運賃

前提条件

- 車 格 : 大型車 ドライバン (愛知県→広島県)
- キ 〇 程 : 510km
- 附帯作業等 : 積込・取卸作業 なし
- 待機時間 : 出発・到着時 各30分
- 高速道路利用料 : 7,630円(実費)

<基準運賃の算出>

- 手順① 【中部・大型車・550km】(運賃表より算出)
※510kmを切り上げ処理し、「550km」とします。
→ 158,940円①

<実費の算出>

- 手順② 高速道路料金 7,630円(片道) × 2 = 15,260円(税込)②

<消費税の算出>

- 手順③ 消費税の算出
運賃 158,940円①
→端数処理 159,000円×1.1 = 174,900円③
※消費税は端数が生じた場合、四捨五入して1円単位にします。

<合計額の計算>

- 手順④ 請求合計額の算出
174,900円③ + 15,260円② = 190,160円

(※上記に用いた数値は、運送業の原価計算の理解を深めるために設定した数字です)

時間制運賃

前提条件

- 車 格 : 小型車 ドライバン (近畿)
- キ 〇 程 : 作業時間6時間 走行キロ80km
- 附帯作業等 : 積込・取卸作業 なし
- 高速道路利用料 : 1,350円(実費)

<基準運賃の算出>

- 手順① 【近畿・小型車・基礎作業8時間】(運賃表より選択)
※基礎作業時間6時間を基礎作業時間8時間に切り上げします。
→ 35,580円①

<実費の算出>

- 手順② 高速道路料金 1,350円(片道) × 2 = 2,700円(税込)②

<消費税の算出>

- 手順③ 消費税の算出
運賃 35,580円
→端数処理 36,000円×1.1 = 39,600円③
※消費税は端数が生じた場合、四捨五入して1円単位にします。

<合計額の計算>

- 手順④ 請求合計額の算出
39,600円③ + 2,700円② = 42,300円

(※上記に用いた数値は、運送業の原価計算の理解を深めるために設定した数字です)

VI 標準的な運賃に関するQ&A

1	標準的な運賃に関するQ&A	88
---	---------------	-------	----

※Q&Aについては、全ト協ホームページの「標準的な運賃ページ」で追加更新いたします。

1 標準的な運賃に関するQ&A

Q. 標準的な運賃の告示の趣旨・目的は何か。

A. 緊急にトラックドライバーの労働条件を改善することを目的として、一昨年末に議員立法により貨物自動車運送事業法が改正され、令和5年度末（2024年3月末）までの時限措置として、国土交通大臣が標準的な運賃を告示することができる制度が設けられました。

同制度は、ドライバーの労働条件を改善し、トラック運送業の働き方改革を進めるため、運送事業者が法令を遵守しながら、持続的に事業を運営するに当たって参考となる運賃を告示することを目的とするものです。

【参照：p.28】

Q. 運送事業者において、どのように標準的な運賃が使用・活用されることを想定しているのか。

A. 運賃交渉など、実際の運賃の設定に当たっての一つの目安として活用いただくとともに、お示ししている標準的な運賃の設定の考え方を踏まえ、個々の事業の実態に応じた原価計算を行っていただくことにより、必要なコストに対する適切な運賃を設定いただくことを想定しています。 【参照：p.36】

Q. 標準的な運賃の告示を踏まえ、運送事業者は何をしたらよいのか。

A. 告示した運賃表や、標準的な運賃の前提となる原価等の考え方を踏まえ、個々の運送事業者においても自社の運送に係る費用等の実態を踏まえた運賃の設定について、改めてご検討いただくことが望ましいものと考えています。

その結果、自社の運賃設定を見直すこととなり、運賃・料金を変更した場合には、貨物自動車運送事業法に基づき、設定後30日以内に所定の届出等を行っていただくこととなります。 【参照：p.36】

Q. 運賃・料金の届出にはどのような書類の提出が必要か。

A. 運賃・料金の届出に当たっては、氏名・名称等、事業の種別、運賃・料金を適用する地域、運賃・料金の種類、額（運賃表）、適用方法（変更の場合は変更の内容）等についての所定の届出書を提出いただく必要があります。なお、様式についてはHP上で公開しているため、適宜活用ください。

【参照：p.36、53-55】

Q. 標準的な運賃をそのまま使用してよいのか。

A. 運賃の設定は、基本的には（利用者の利便等を阻害しない範囲において）個々のトラック事業者が任意に行うことができます。

基本的には、個々の運送実態に応じて事業者ごとに個別の運賃の設定が行われることを想定していますが、事業の実態等を踏まえ、標準的な運賃をそのまま使用することが適切である場合には、そのまま使用いただくことも可能です。

Q. 運賃・料金の変更の届出を行うに当たって、変更前の運賃表が把握できない場合はどのようにしたよいか。

A. 設定した運賃・料金を変更する場合には、原則として、変更前後における新旧の対照が分かるようにしていただく必要がありますが、何らかの事情により変更前の運賃表が不明となってしまっているなどやむを得ない場合には、変更前の運賃表の提出がなくても届出を受け付けます。

Q. 届出を行った運賃と実際に収受する運賃に相違があった場合、行政指導等の対象となるか。

A. 届出を行った運賃の適用方法等において一定の場合の割増・割引や個別の特約に関する事項等が定められ、これらに基づく運賃体系の範囲内で運賃の収受が行われる場合は、特段の問題はありません。ただし、届出を行った運賃とは異なる運賃体系を使用する場合には、改めて変更に係る所要の届出を行っていただく必要があります。 【参照：p.36】

VII 附属資料

1	標準的な運賃 距離制運賃 (1,000キロ程まで表示)	92
2	運賃料金適用方 (参考数値入り)	98
3	標準的な運賃の計算の仕組み	104
4	標準的な運賃の計算例	110
5	標準的な運賃 計算ソフト	114

1 標準的な運賃 距離制運賃③ (1,000キロ程まで表示)

以下の九州運輸局の基準運賃表は標準的な運賃の告示をもとにキロ程を1,000kmまで、沖縄総合事務局は300kmまで表示しています。

車種別 キロ程	九州運輸局				沖縄総合事務局 (単位:円)			
	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
5km					10,440	12,220	15,890	19,900
10km	12,370	14,370	18,430	23,040	11,150	13,070	17,060	21,430
20km	13,890	16,160	20,870	26,230	12,580	14,760	19,390	24,500
30km	15,410	17,960	23,320	29,410	14,000	16,450	21,730	27,560
40km	16,930	19,750	25,760	32,600	15,430	18,140	24,060	30,620
50km	18,460	21,550	28,210	35,790	16,850	19,830	26,400	33,680
60km	19,980	23,340	30,650	38,980	18,280	21,520	28,730	36,740
70km	21,500	25,130	33,090	42,160	19,700	23,210	31,060	39,800
80km	23,020	26,930	35,540	45,350	21,130	24,900	33,400	42,860
90km	24,540	28,720	37,980	48,540	22,550	26,590	35,730	45,920
100km	26,070	30,520	40,430	51,720	23,980	28,270	38,070	48,980
110km	27,580	32,280	42,790	54,800	25,400	29,930	40,320	51,930
120km	29,100	34,050	45,160	57,880	26,810	31,590	42,570	54,870
130km	30,620	35,820	47,520	60,960	28,230	33,250	44,830	57,820
140km	32,140	37,580	49,890	64,030	29,650	34,910	47,080	60,770
150km	33,660	39,350	52,260	67,110	31,070	36,570	49,330	63,710
160km	35,180	41,120	54,620	70,190	32,490	38,230	51,590	66,660
170km	36,700	42,880	56,990	73,260	33,900	39,890	53,840	69,600
180km	38,210	44,650	59,360	76,340	35,320	41,540	56,090	72,550
190km	39,730	46,410	61,720	79,420	36,740	43,200	58,340	75,490
200km	41,250	48,180	64,090	82,500	38,160	44,860	60,600	78,440
220km	44,270	51,680	68,750	88,550	40,980	48,140	65,040	84,220
240km	47,290	55,180	73,410	94,600	43,800	51,420	69,480	90,000
260km	50,310	58,680	78,070	100,650	46,620	54,700	73,920	95,780
280km	53,330	62,180	82,730	106,700	49,440	57,980	78,360	101,560
300km	56,350	65,680	87,390	112,750	52,260	61,260	82,800	107,340
320km	59,370	69,180	92,050	118,800				
340km	62,390	72,680	96,710	124,850				
360km	65,410	76,180	101,370	130,900				
380km	68,430	79,680	106,030	136,950				
400km	71,450	83,180	110,690	143,000				
420km	74,470	86,680	115,350	149,050				
440km	77,490	90,180	120,010	155,100				
460km	80,510	93,680	124,670	161,150				
480km	83,530	97,180	129,330	167,200				
500km	86,550	100,680	133,990	173,250				
550km	94,110	109,430	145,640	188,390				
600km	101,670	118,180	157,290	203,530				
650km	109,230	126,930	168,940	218,670				
700km	116,790	135,680	180,590	233,810				
750km	124,350	144,430	192,240	248,950				
800km	131,910	153,180	203,890	264,090				
850km	139,470	161,930	215,540	279,230				
900km	147,030	170,680	227,190	294,370				
950km	154,590	179,430	238,840	309,510				
1000km	162,150	188,180	250,490	324,650				
50kmを増す ごとに加算す る金額	7,560	8,750	11,650	15,140	200kmを超えて10kmを増すごとに加算する金額			
					1410	1640	2220	2890

メモ

2 運賃料金適用方（参考数値入り）①

赤字の数値は国土交通省（平成11年）の運賃料金適用方の数値を基礎に作成しています。数値を設定する際の参考としてください。

貸切運賃適用方

I. 距離制運賃料金の算出

（適用する運送）

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合に適用します。

（特殊運賃との関係）

2. この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を届け出た場合には適用しません。

（運賃料金計算の基本）

3. (1) 運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。
(2) 車両が2両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは2両以上の車両を1車として計算します。ただし、荷主が異なるとき又は発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を1車として計算します。
(3) 継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両にかかわらず、当該基準車両による運賃を適用することができます。

（運賃計算の方法）

4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量（以下「標記トン数」といいます。）及び運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（以下「基準運賃」といいます。）の上下それぞれ**10%**の範囲内で計算します。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに切り上げて計算します。
(2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ**10%**の範囲内で計算します。

（端数の処理）

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。
(1) 計算した金額が**10,000円未満**のときは、**100円未満の端数は100円**に切り上げます。
(2) 計算した金額が**10,000円**を超えるときは、**500円未満の端数は500円**に、**500円**を超え、**1,000円未満の端数は1,000円**に切り上げます。

（キロ程の計算）

6. 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

（割増率及び割引率の重複する場合の計算）

7. 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

（個建契約運賃）

8. 長期にわたって計画的かつ大量に出荷される次の(1)の各号に該当する貨物の運送契約（文書をもって運送契約を締結したものに限り、）をする場合には、運送区間ごとに(2)の式により算出した1個当りの運賃を適用することができます。
ただし、1回の出荷量が基準車両の積載可能個数の**60%**以上ある場合に限り、なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

- (1) ①単一品目であること
②荷姿が一定していること
③1個の重量又は容積が一定していること
(2) {基準車両（運賃計算の対象となる車両）のトン数による基準運賃}
÷ { (当該貨物の基準車両積載可能個数) × **70%** }

（特殊車両割増）

9. 冷蔵・冷凍車両を使用した場合は、基準運賃×0.2により算出した金額（その他の特殊車両を使用した場合は、別途定める割増率により算出した金額）を加算します。ただし、積載した貨物に別途定める品目別割増を適用した場合には適用しません。

（休日割増）

10. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

（深夜・早朝割増）

11. 深夜・早朝割増の適用時間（午後10時から午前5時まで）に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

2 運賃料金適用方（参考数値入り）②

赤字の数値は国土交通省（平成11年）の運賃料金適用方の数値を基礎に作成しています。数値を設定する際の参考としてください。

（品目別割増）

12. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

（特大品割増）

13. 貨物の長さ（高さを含みます。）、重量又は容積が特に大きなときは、所定の割増率を適用します。

（悪路割増）

14. 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃× 0.2

（冬期割増）

15. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.2

（地区割増料）

16. 貨物の発地又は着地が、別添1の区域である場合には所定の地区割増料を収受します。
ただし、貨物の発地又は着地が同一区域内又は隣接区域間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

（長期契約割引）

17. 3ヶ月以上にわたる契約（文書をもって運送契約を締結したものに限ります。）により、継続かつ反復して運送される貨物（1回の運送距離が200キロメートルを超えるものに限りません。）については、基準運賃に対して15%以内の割引率を適用することができます。

（往復貨物の割引）

18. 1個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送（それぞれ100キロメートル以上の運送に限りません。）を行う場合であって、次の（1）又は（2）に該当するときには、往路及び復路の基準運賃について、それぞれ20%以内の割引率を適用することができます。ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

（1）往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合

（2）往路の荷主が復路の貨物をあっせんし、その運賃料金の支払いについて連帯責任を負う場合

（待機時間料）

19. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により待機した時間（貨物の積み込み又は取卸しの時間を除きます。）が30分を超える部分については、所定の待機時間料を収受します。なお、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて計算するものとします。

（積込料、取卸料及び附帯業務料）

20. 積み込み又は取卸しを引き受けた場合における積込料及び取卸料並びにその他品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検収・検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の運送に附帯する業務に係る附帯業務料については、別に定めるところにより収受します。なお、積込料又は取卸料を収受する場合において、JIS規格のパレット（荷主側の提供したものに限りません。）の使用等により積み込み又は取卸しに要する時間が短縮された場合には、短縮された時間について、積込料又は取卸料から減額します。

（消費税及び地方消費税の加算方法）

21. （1）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
（2）前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

（実費）

22. 有料道路利用料、フェリー利用料その他実費として生じる費用については、当該実費として生じた額を収受します。

（計算の順序）

23. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ① 使用車両及び運送距離による運賃の計算
- ② 割増率及び割引率の適用の計算
- ③ 上下それぞれ10%幅の適用計算
- ④ 5による運賃の端数処理
- ⑤ 諸料金（端数処理を含む。）の計算
- ⑥ 21による加算の計算
- ⑦ 実費の計算

（その他）

24. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

2 運賃料金適用方（参考数値入り）③

II. 時間制運賃料金適用方

（運賃料金計算の基本）

- この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合であって、荷主との契約で時間制運賃によることとした場合に適用します。
- この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。

（キロ程及び時間の計算）

- 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでについて行います。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに、1時間に満たない作業時間は1時間に、それぞれ切り上げて計算します。

（従業員）

- 運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。

（距離制運賃料金適用方の準用）

- 距離制運賃料金適用方の1（適用する運送）、2（特殊運賃との関係）、4（運賃計算の方法）、5（端数の処理）、7（割増率及び割引率が重複する場合の計算）、9から15まで（特殊車両割増、休日割増、深夜・早朝割増、品目別割増、特大品割増、悪路割増、冬期割増）、20から24まで（積込料、取卸料及び附帯業務料、消費税及び地方消費税の加算方法、実費、計算の順序、その他）は、時間制運賃料金を適用する場合に準用します。

赤字の数値は国土交通省（平成11年）の運賃料金適用方の数値を基礎に作成しています。数値を設定する際の参考としてください。

別添1

1 品目別割増

※以下の数値等は、国土交通省（平成11年）の運賃料金適用方の数値を基礎に作成した。

項目	内訳	割増率
易損品	1. レントゲン機械、電子計算機等精密機器及びその部品 2. 宮、みこし、仏壇、神仏像 3. ピアノ、その他楽器類及びその部品又は付属品 4. 度量衡器及びその部品	3割以上の臨時的約束による。
危険品	1. 高圧ガス取締法に定める品目	2割以上の臨時的約束による。ただし特定毒物については、5割以上の臨時的約束による。
	2. 消防法に定める品目	
	3. 毒物及び劇物取締法に定める品目	
	4. 火薬類取締法に定める品目	10割以上の臨時的約束による。
	5. 放射性物質及びこれに類するもの	
特殊物件	1. 引越荷物、生きた動物、鮮魚介類	2割
	2. 屍体	5割
汚い品	生さなぎ、骨の類、ぼうこう、あま皮、うろこ、内臓、塵芥等の廃棄物、し尿	4割
貴重品 高価品	貨幣、証券類、貴金属その他高価品で標準貨物自動車運送約款第9条第1項に掲げる貨物	5割以上の臨時的約束による。

2 特大品割増

1個の長さが荷台の長さとその長さの1割を加えたもの、重量1トン又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが3.8メートル以上又は長さが12メートル以上となるもの。	3割以上の臨時的約束による。
---	----------------

3 悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所に限る。	3割
---	----

4 冬期割増

期間	地域	割増率
自 11月16日 至 4月15日	北海道	2割
自 12月1日 至 3月31日	青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	2割
	岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・大野郡・下呂市・郡上市	

5 地区割増

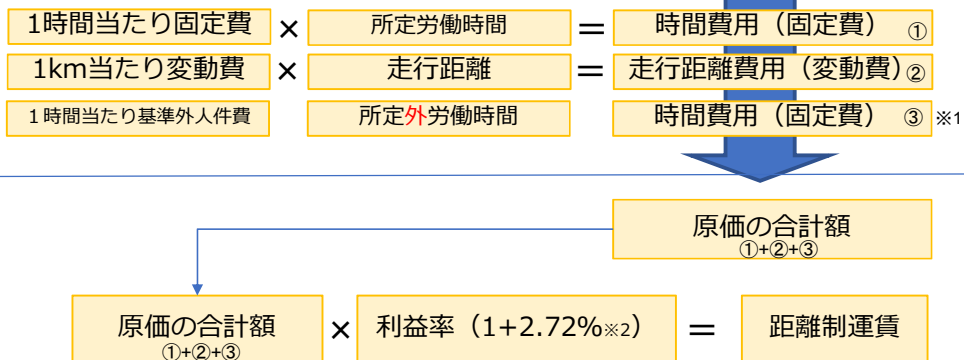
局別	車種別			
	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
東京都特別区、大阪市	935	1,185	1,605	2,040
札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、船橋市、川崎市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市	545	745	1,040	1,355

※小型車は「2t車まで」、中型車は「6t車まで」、大型車は「14t車まで」、トレーラーは「20t車まで」の各「上限値・下限値(H11年)の平均値」を算出

距離制運賃設計の前提

距離制運賃の算定方法

○標準的な運賃の基準運賃は、以下の計算式により算出。



※1 1日の労働時間が8時間を超過する場合に、加算。

※2 出所 運輸審議会資料

1日当たりの上限労働時間を約11.7時間に設定

○長距離帯における時間外労働時間については、令和6年度から年960時間の時間外労働の限度時間の規制が施行されるため、運行1日当たり約3.7時間が上限となるよう設定されています。

○1日当たりの労働時間は、1日当たりの労働時間は11.7時間（8時間+3.7時間）を上限として設定されています。

積み込み・取卸し作業時間を含まない

○標準的な運賃（基準運賃）には、積み込み・取卸しに要する時間を含まれていない。なお、平成11年の旧公示運賃は待機時間に加えて積み込み・取卸しに要する時間が含まれています。

往復運行（実車率50%）

○1運行当たり走行距離について、帰り荷がない運行でも、帰路に要する必要な原価の確保を前提とするため、**実車キロ程（運賃表のキロ程）に2を乗じて算出した距離**を設定。（復路は空車を前提に算出）

○1運行 実車率を50%に設定して計算

走行距離 → 積込場所から取卸場所までの距離

○走行距離は、積込場所から取卸場所までの距離を設定。

○車庫から積込場所（運送委託者の指定場所）等の距離は除外。

往復 全線高速道路利用を前提とする所要時間設定

○キロ程が長距離化するに従い、平均速度が上がるように設計され、キロ程別の所要時間が算出されています。

○中長距離帯は、高速道路を走行することを前提とした平均走行速度を使用して標準的な運賃を算出されていますが、基準運賃には高速道路利用料金は含まれていません。

待機時間は発着で60分を含む

○一運行において通常発生することが想定される発地及び着地での待機時間各30分間（60分）及び通常必要となる点呼・法定点検等の運行準備に要する時間を含みません。

3 標準的な運賃の計算の仕組み②

時間制運賃設計の前提

時間制運賃の算定方法

○時間制運賃の額は、以下の計算式により算出。

$$\text{1時間あたり固定費} \times \text{基礎作業時間} = \text{時間費用（固定費）①}$$

$$\text{1kmあたり変動費} \times \text{基礎走行距離} = \text{走行距離費用（変動費）②}$$

原価の合計額 ①+②

$$\text{原価の合計額}_{①+②} \times \text{利益率（1+2.72\%）} = \text{時間制運賃}$$

前提となる走行距離

○8時間制
小型車 上限 100km
中型車、大型車、トレーラ 上限 130km

○4時間制
小型車 上限 50km
中型車、大型車、トレーラ 上限60km

走行距離を超過した場合の追加料金

○前提となる走行距離を超過する場合の加算額
【1km 当たり変動費×10km×利益率】

時間超過した場合の追加料金

○基礎作業時間の範囲を超えて運行する場合の加算額は1時間あたり基準外人件費に利益率を加算した額として設定。

（出所）「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について」（国土交通省、2020年4月）より作成

時間制運賃の適用

一般貨物運送事業・貸切運送

○時間制運賃料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合、運送委託者との契約で時間制運賃によることとした場合に適用。

走行キロ、作業時間の計算

○走行キロ及び作業時間は、使用する車両が運送委託者が指定した場所に到着したときから、その作業が終了して車庫に帰着するまでについて計算。

○運賃料金の範囲「運送委託者が指定した場所 → 車庫等」の距離基礎・作業時間

作業時間、走行キロの切り上げ処理

○10kmに満たない走行キロは10kmに、1時間に満たない作業時間は1時間に、それぞれ切り上げて計算。

（例）作業時間：6時間30分 → 7時間に切り上げ処理
走行キロ：34km → 40kmに切り上げ処理

付帯作業料金

○作業時間内における付帯作業について、時間コストは作業時間に含まれていますが、作業代金は含まれていません。
○付帯作業が発生する場合、作業料金を収受します。

待機時間料金

○作業時間内に待機時間が発生した場合、待機時間料金を収受しません。
○待機時間発生等により基礎作業時間等を越えた場合、時間加算額を収受します。

3 標準的な運賃の計算の仕組み③

固定費の原価項目

<p>車両費 (車両減価償却費) ①</p>	<p>○原価調査結果による車両の調達価格及び付属備品等の費用を合算した額を車両償却年数で除して、1年間当たりの車両償却費を算出。 ○車両の償却年数については、車両の購入に係る融資の返済期間、車両のリース期間、車両の修繕費の上昇の傾向等の実態を踏まえ、経営環境の維持・改善を図ることができる環境を整えたとともに、運送事業者における安全・環境性能の高い車両への買替えの促進の観点から5年に設定。 【算定式】 (車両の調達価格+付属備品等の費用) ÷ 車両償却年数 (5年)</p>
<p>トラックドライバー人件費 ②</p>	<p>○所定労働時間内の人件費 (以下「基準内人件費」という。) は、時給単価に対し、原価調査により得られた車格ごとの人件費格差の比率 (車格差率)、一定の福利厚生費率、年間労働時間を乗じて、1年間当たりの人件費額を車格ごとに算出。 ○トラックドライバーの労働環境については、賃金水準が全産業平均より約1割~2割低く、労働時間が全産業平均より約2割長い現状に鑑み、「トラックドライバーの労働条件の改善」という改正法の趣旨に基づき、時給単価については全産業の平均値を基準として設定。 ○年間労働時間は週40時間の労働とし、約2,086時間に設定。 【算定式】 時給単価×車格差率× (1 + 給与に対する福利厚生費率) × 年間労働時間 (約2,086時間)</p>
<p>自動車関係税③</p>	<p>○原価調査結果により、1年間当たりの自動車取得税額 (自動車税環境性能割額)、自動車税額、自動車重量税額を算出。</p>
<p>自動車関係保険料④</p>	<p>○原価調査結果により、1年間当たりの自動車損害賠償責任保険料、一般自動車損害保険料 (任意保険料) を算出。</p>
<p>荷役関連費用⑤</p>	<p>○原価調査結果により、1年間当たりの荷役関連の消耗品に係る費用を算出。</p>
<p>借入金利息 ⑥</p>	<p>○原価調査対象事業者の実績値を用いて、1年間当たりの借入金利息額を算出。 【算定式】 ベースとなる資産 (事業用固定資産額 + 運転資本額 (営業費×4%)) × 他人資本構成比×金利</p>
<p>間接費 (固定費分)</p>	<p>○間接費については、施設利用料、施設賦課税、事務員等の人件費、及び自動車以外の施設等の減価償却費等を見込むものとして、原価調査の対象事業者の実績値を用いて間接費率 (年間総費用額に対する割合) を算出した上で、上記固定費に対応する1年間当たりの間接費の額を算出。 【算定式】 固定費計を基礎に、間接費率を用いて、間接費を算出 {①~⑥合計値 (円/年)} ÷ {1 - 間接費率 (%) } - {①~⑥の合計値 (円/年)}</p>

(出所) 「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について」 (国土交通省、2020年4月) より作成【参照p.29-31】

変動費の原価項目

<p>燃料費 ①</p>	<p>○燃料費は、軽油単価の変動幅が大きいいため、その変動分は燃料サーチャージにより収受することを前提として、全国一律 100 円/L を基準として、1 km 当たりの燃料費を算出。 【算定式】 軽油単価 (100 円/L) ÷ 燃費</p>
<p>オイル費 ②</p>	<p>○原価調査結果により、1 km 当たりのオイル費を算出。 【算定式】 {オイル単価 (円/L) × オイル交換 1 回当たりオイル量 (L) + オイル交換 1 回当たり工賃 (円)} ÷ オイル交換 1 回当たり走行距離 (km)</p>
<p>タイヤ費 ③</p>	<p>○原価調査結果により、1 km 当たりのタイヤ費を算出。 【算定式】 {タイヤ単価 (円/本) × タイヤ交換 1 回当たり交換本数 (本) + タイヤ交換 1 回当たり工賃 (円)} ÷ タイヤ交換 1 回当たり走行距離 (km)</p>
<p>尿素水費 ④</p>	<p>○原価調査結果により、1 km 当たりの尿素水費を算出。 【算定式】 尿素水単価 (円/L) ÷ 尿素水 1 L 当たり走行距離 (km)</p>
<p>車検・修理費 ⑤</p>	<p>○原価調査結果により、1 km 当たりの車検・修理費を算出。 【算定式】 {年間車検整備費 (円/年) + 年間一般修理費 (円/年)} ÷ 年間走行距離 (km)</p>
<p>間接費 (変動費分)</p>	<p>○上記の間接費率を用いて、上記変動費に対応する間接費額を算出。 【算定式】 {①~⑤の合計値 (円/km)} ÷ {1 - 間接費率 (%) } - {①~⑤の合計値 (円/km)}</p>

その他の項目

<p>基準外人件費</p>	<p>○基準外人件費 (所定労働時間外の人件費) については、労働基準法に基づき、基準内人件費×1.25 により算出。</p>
<p>適正利潤</p>	<p>○自己資本に対する適正な利潤額を元に、運送原価に対する利益率を算出。 【算定式】 適正利潤額 : ベースとなる資産 (事業用固定資産額 + 運転資本額 (営業費×4%)) × 自己資本構成比×0.1 ÷ (1 - 利益課税率) 運送原価に対する利益率 : 適正利潤額 ÷ 運送原価</p>

(出所) 「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について」 (国土交通省、2020年4月) より作成【参照p.29-31】

4 標準的な運賃の計算例①

1

複数箇所での積込・取卸を実施

○運行実態を把握：過去半年から1年程度の期間のデータ

- (1) 指示された場所、指示された時間を基礎に、取卸し後、**伝票の受渡等が完了するなどした時点までの所要時間**、走行キロを計測し、平均値を算出。
- (2) 当該運行の積込・取卸作業の回数、附帯作業回数を把握し、平均回数を算出。

○上記の平均時間及び平均距離を基礎に、距離制運賃を求める。

積込・取卸作業及び附帯業務の所要時間及び内容を踏まえ、1回当たりの妥当な単価を検討。このとき、「**時間+作業代金**」を求める。

距離制運賃を適用するケース

前提条件

- 車格：大型車 冷凍冷蔵車（鹿児島県 → 九州運輸局）
- 距離制運賃：距離：1,400km 343,690円
- 帰り荷：運送委託者は確保できない（紹介なし）
- 積込作業 3回・積込作業料金 2,000円/回（別途、取り決め）
- 取卸作業 3回・取卸作業料金 2,000円/回（別途、取り決め）
- 待機時間等 発着合計 30分
- 高速道路利用料 35,000円(片道・実費)

手順① 距離制運賃 1,400km 343,690円①

手順② 特殊車両割増 20% 68,738円②

手順③ 積込作業 2,000円/回×3回 = 6,000円③

手順④ 取卸作業 2,000円/回×3回 = 6,000円④

手順⑤ 高速道路利用料 35,000円×2=70,000円⑤

手順⑥ 合計額を算出（消費税は別途算出します）

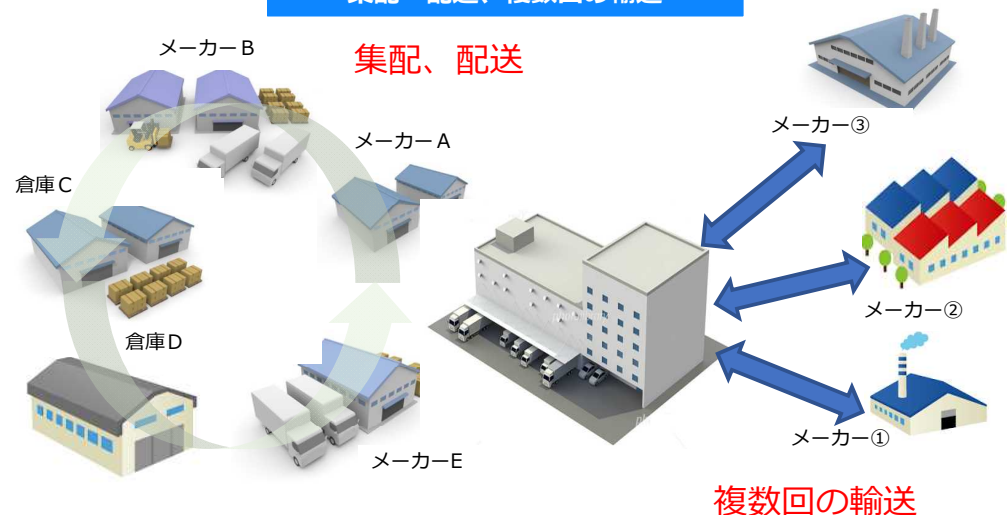
項目		金額
運賃	1~200km	64,090 ①
	201~500km	69,900
	500~1400km	209,700
	特殊車両割増	68,738 ②
料金	積込料	6,000 ③
	取卸料	6,000 ④
実費	有料高速道路	70,000 ⑤
合計		494,428

(※上記に用いた数値は、運送業の原価計算の理解を深めるために設定した数字です)

2

ミルクラン方式

集配・配送、複数回の輸送



特殊車両割増、積込・取卸作業あり

前提条件

- 車格：中型車 冷凍冷蔵車（愛知県）
- 時間制運賃：7時間30分/走行距離：80km
- 車庫から指定場所までの時間・距離：30分/10km
- 積込作業 1回・積込作業料金 1,000円/回（別途、取り決め）
- 取卸作業 10回・取卸作業料金 500円/回（別途、取り決め）
- 高速道路利用料 3,000円(基本料金)

手順① 契約時間 30分を切り上げて、8時間とする

手順② 【愛知県→中部運輸局・中型車・8時間】（運賃表より選択）
→ 42,130円①

手順③ 特殊車両割増 42,130円①×20%=8,426円②

手順④ 積込・取卸作業は8時間以内で実施する場合
「作業代金」を別途収受する

積込作業1,000円/回×1回 = 1,000円③

取卸作業 500円/回×10回 = 5,000円③

手順⑤ 高速道路利用料 3,000円を加算④

手順⑥ 合計額を算出（消費税は別途算出します）

項目		金額
運賃	運賃額	42,130 ①
	特殊車両割増	8,426 ②
料金	積込料	1,000 ③
	取卸料	5,000 ③
実費	有料高速道路	3,000 ④
合計		59,556

(※上記に用いた数値は、運送業の原価計算の理解を深めるために設定した数字です)

4 標準的な運賃の計算例②

3

個建運賃のケース

○運賃料金適用方にある個建運賃の計算式に即して算出する。

○個建契約運賃の計算式

{基準車両 (運賃計算の対象となる車両) のトン数による基準運賃}
 ÷ { (当該貨物の基準車両積載可能個数) × 【〇〇%】 }

配送における個建運賃の設定 (容積基準)

前提条件

- 車格：中型車 ドライバン (群馬県)
- 時間制運賃：10時間 / 走行キロ：220km
- 積込作業 3回・積込作業料金 2,000円/回 (別途、取り決め)
- 取卸作業 3回・取卸作業料金 2,000円/回 (別途、取り決め)
- 高速道路利用料 4,000円(実費)
- 荷台容積 50m³ 平均積載率 90%
- ケース1個の容積 0.125m³ (1辺50cmの直方体)

手順① 【群馬県→関東運輸局・中型車】

8時間/220km → 45,790円①

時間超過 (10-8) 時間×4,000円=8,000円②

距離超過 (220-130) ÷10×340円=3,060円③

積込・取卸作業は8時間以内で実施する場合別途収受

積込作業 2,000円/回×3回 = 6,000円④

取卸作業 2,000円/回×3回 = 6,000円⑤

高速道路利用料 4,000円⑥

合計額を算出 72,850円

手順② 1m³単価を算出

72,850円 ÷ (50m³×90%) = 1,619円/m³

手順③ ケース1個の運賃・料金を算出

1,619円/m³×0.125m³ = 202円/個

手順④ 複数箇所・積込、複数箇所・取卸により、輸送距離が相違する場合、係数を乗じ格差を設計 (消費税は別途算出します)

	項目	金額
運賃	運賃額	45,790 ①
	加算額 (時間超過)	8,000 ②
	加算額 (距離超過)	3,060 ③
料金	積込料	6,000 ④
	取卸料	6,000 ⑤
実費	有料高速道路	4,000 ⑥
合計		72,850

(※上記に用いた数値は、運送業の原価計算の理解を深めるために設定した数字です)

4

特殊車両割増のケース

前提条件

- 車格：中型車 冷凍冷蔵車 (愛知県)
- 時間制運賃：7時間30分 / 走行キロ：80km
- 積込作業 1回・積込作業料金 1,000円/回 (別途、取り決め)
- 取卸作業 10回・取卸作業料金 500円/回 (別途、取り決め)
- 高速道路利用料 3,000円(実費)

手順① 契約時間 30分を切り上げて、8時間とする

手順② 【愛知県→中部運輸局・中型車・8時間】 (運賃表より選択)

→ 42,130円①

手順③ 特殊車両割増 42,130円①×20% = 8,426円②

手順④ 積込・取卸作業は8時間以内で実施する場合

別途収受する

積込作業 1,000円/回×1回 = 1,000円③

取卸作業 500円/回×10回 = 5,000円③

手順⑤ 高速道路利用料 3,000円を加算④

手順⑥ 合計額を算出 (消費税は別途算出します)

	項目	金額
運賃	運賃額	42,130 ①
	特殊車両割増	8,426 ②
料金	積込料	1,000 ③
	取卸料	5,000 ③
実費	有料高速道路	3,000 ④
合計		59,556

(※上記に用いた数値は、運送業の原価計算の理解を深めるために設定した数字です)

5

作業時間の加算があるケース

前提条件

- 車格：小型車 ドライバン (北海道)
- 時間制運賃：8時間 / 延長1時間
- 積込作業 2回・積込作業料金 1,000円/回 (別途、取り決め)
- 取卸作業 2回・取卸作業料金 1,000円/回 (別途、取り決め)
- 高速道路利用料 3,000円(実費)

手順① 【北海道・小型車・8時間】 (運賃表より選択)

→ 31,100円①

手順② 延長時間：1時間 2,850円② (運賃表より選択)

手順③ 積込・取卸作業は契約時間内で実施する場合

別途収受する

積込作業 1,000円/回 × 2回 = 2,000円③

取卸作業 1,000円/回 × 2回 = 2,000円③

手順④ 高速道路利用料 3,000円を加算④

手順⑤ 合計額を算出 (消費税は別途算出します)

	項目	金額
運賃	運賃額	31,100 ①
	加算額(時間超過)	2,850 ②
料金	積込料	2,000 ③
	取卸料	2,000 ③
実費	有料高速道路	3,000 ④
合計		40,950

(※上記に用いた数値は、運送業の原価計算の理解を深めるために設定した数字です)

5 標準的な運賃 計算ソフト

「標準的な運賃」を算出する計算シート

- 標準的な運賃について、料金、割増、割引等を反映した計算シートです。
- 運賃料金適用方の前提条件となる数値を変更して、算出することができます。

計算ソフトの入手方法

- 以下のWEBサイトにアクセスして、ダウンロードしてください。（会員事業者の皆様に対して無償提供）
アクセス先：（公社）全日本トラック協会のホームページ
運賃原価.com

基準運賃のみを算出するシート

- 割増・割引、各種料金等を除き、基準運賃のみを算出するシートです。（無償提供）現状の運賃・料金に対する標準的な運賃を計算でき、100運行の計算に対応可能です。

○入力データ：

- ・以下のデータを入力します。

- ✓ 都道府県：都道府県をリストから選択します
- ✓ 単車・トレーラー：トレーラーの場合には「トレーラー」を選択します。
- ✓ 最大積載量（トン単位）：最大積載量は車検証を見て入力します。
- ✓ 車両総重量（トン単位）：車両総重量は車検証を見て入力します。
- ✓ 実車キロ程：距離制運賃適用の場合、発地から着地までの経路による距離を入力します。
- ✓ 作業時間（拘束時間）：荷主の指定する場所から自社の車庫までの拘束時間（作業時間）を入力します。
- ✓ 走行キロ：荷主の指定する場所から自社の車庫までの走行キロを入力します。
- ✓ 現在収受している運賃額：上記条件で、現在収受している運賃額がわかる場合、入力します。

計算結果

管轄運輸局	北海道運輸局	東北運輸局	関東運輸局	近畿運輸局
適用車種区分	小型車	中型車	大型車	トレーラー
距離制運賃	32,370	57,530	182,290	253,680
端数処理後①	32,500	58,000	182,500	254,000
消費税及び地方消費税②	3,250	5,800	18,250	25,400
①+②	35,750	63,800	200,750	279,400
時間制運賃				
《1日目》				
基本料金	31,100	36,050	57,900	67,430
時間加算額	0	5,700	17,120	18,040
距離加算額	560	0	6,120	15,620
合計	31,660	41,750	81,140	101,090
《2日目》				
基本料金	-	-	57,900	67,430
時間加算額	0	0	0	18,040
距離加算額	0	0	6,630	15,620
合計	0	0	64,530	101,090
《合計額》	31,660	41,750	145,670	202,180
端数処理後①	32,000	42,000	146,000	202,500
消費税及び地方消費税②	3,200	4,200	14,600	20,250
①+②	35,200	46,200	160,600	222,750

詳細な条件設定による「標準的な運賃」算出シート

- 割増・割引、各種料金等を設定し、基準運賃、料金、実費の合計を算出するシートです。（無償提供）各運賃単価の標準的な運賃を計算でき、100運行の計算に対応可能です。

- 条件設定する事項は以下の通りです。

割増率・割引率の設定	料金	実費
<ul style="list-style-type: none"> ・特殊車両割増 ・品目別割増 ・特大品割増 ・往復割引 ・長期契約割引 ・休日割増 ・深夜・早朝割増 ・悪路割増 ・冬期割増 ・地区割増 	<ul style="list-style-type: none"> ・待機時間料の単価 ・積込料・取卸料の単価 ・附帯業務料の単価 	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路利用料 ・フェリー利用料 ・旅費 ・その他実費
	<ul style="list-style-type: none"> ・待機時間料の単価 ・積込料・取卸料の単価 ・附帯業務料の単価 	